

第20回瀬戸内海広域漁業調整委員会議事録

平成22年11月2日（火）

瀬戸内海漁業調整事務所

第20回瀬戸内海広域漁業調整委員会

1. 日 時

平成22年11月2日(火) 14時00分

2. 場 所

神戸市中央区下山手通5-1-16
パレス神戸2階「大会議室」

3. 出席者氏名

①出席委員

白井 孝尚 / 山田 隆義 / 小田 英一 / 福池 昌広
高橋 昭 / 前田 健二 / 宮本 憲二 / 藤本 昭夫
桜間 裕章 / 長野 章 / 原 一郎
以上11名

②臨席者

水産庁 資源管理部 管理課	課 長	内 海 和 彦
	課長補佐	米 田 立 子
増殖推進部 栽培養殖課	課長補佐	岩 本 泰 明
九州漁業調整事務所	資源管理計画官	後 藤 正 行
独立行政法人 水産総合研究センター		
瀬戸内海区水産研究所 栽培資源部	部 長	與世田 兼三
	資源管理研究室長	石 田 実
	研究員	片 町 太 輔
屋島栽培漁業センター	主任技術開発員	中 野 昌 次
	主任技術開発員	森 岡 泰 三
和歌山県 農林水産部 水産局 資源管理課	主 査	島 村 亨
大阪海区漁業調整委員会	書 記 長	四 宮 伊 智 郎
大阪府 環境農林水産部 水産課	調整総括主査	笹 島 祐 史
兵庫県 農政環境部 農林水産局 水産課	資源管理係 主査	峰 浩 司
	漁 政 係 主査	西 野 秀 樹
	職 員	谷 口 健
岡山県 農林水産部 水産課	主 任	濱 崎 正 明
広島県 農林水産局 水産課	主任技師	三 浦 健 太 郎

山口県 農林水産部 水産振興課	主 任	吉 中 強
徳島県 農林水産部 ブランド戦略総局 水産課	主 任	谷 本 剛
香川県 農林水産部 水産課	副 主 幹	向 井 龍 男
愛媛県 農林水産研究所		
栽培資源研究所	主任研究員	高 島 景
愛媛海区漁業調整委員会	書 記	渡 邊 昭 生
福岡県豊前海区漁業調整委員会	事務主査	竹 馬 悦 子
大分海区漁業調整委員会	副 主 幹	佐 藤 公 文
近畿農政局 統計部 生産流通消費統計課	次席統計官	岡 田 基
全国漁業協同組合連合会	漁政部部長代理	田 中 要 範
兵庫県漁業協同組合連合会 指導部	職 員	樋 口 和 宏
みなと新聞 大阪支社	記 者	谷 英 治
愛媛新聞社 大阪支社	編集部長	奥 村 健
瀬戸内海漁業調整事務所	所 長	提 坂 猛
	調整課長	山 川 勝 彦
	資源課長	平 松 大 介
	指導課長	小 林 一 弘
	資源管理計画官	下 間 義 弘
	資源保護管理指導官	青 木 滋
	調整課 調整係長	岩 崎 剛 史
	調整係	五 十 嵐 玲
	資源課 資源管理係長	田 代 真 一
	資源増殖係長	松 本 貴 弘
	振興係長	星 原 美 紀
	指導課 調査係長	酒 井 仁

4. 議題

- 1 周防灘小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画について
- 2 サワラ瀬戸内海系群資源回復計画について
- 3 燧灘におけるカタクチイワシの操業開始日について
- 4 瀬戸内海のトラフグ資源について
- 5 その他

5. 議事の内容

(開 会)

(山川調整課長)

それでは、定刻より若干早いですけれども、皆様おそろいでございますので、ただいまから第20回瀬戸内海広域漁業調整委員会を開催いたします。

私は、今年の4月1日付で瀬戸内海漁業調整事務所の調整課長に着任いたしました山川と申します。どうぞよろしく申し上げます。

本日は、和歌山海区の糠委員、それから、岡山海区の奥野委員、そして広島海区の山本委員が事情やむを得ず欠席されておりますが、定数14名の過半に当たります委員のご出席を賜っておりますので、漁業法第114条で準用する同法第101条の規定に基づき、本委員会は成立していることをご報告いたします。

次に、会議に先立ちまして、委員の交代についてお知らせいたします。大阪海区の川本委員の辞任に伴いまして、新たに白井委員が本委員会の委員に選任されております。

それでは、前田会長、議事進行をお願いいたします。

(前田会長)

皆さん、こんにちは。それでは、委員会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様におかれましては、何かとご多忙の中、第20回瀬戸内海広域漁業調整委員会にご出席を賜りありがとうございます。また、水産庁の内海管理課長さんをはじめ、瀬戸内海の堤坂所長さん、担当の皆様にはお忙しい中、ご臨席を賜りありがとうございます。

本委員会が所管する瀬戸内海では、サワラ資源回復計画をはじめ、周防灘の小型機船底びき網漁業を対象とした計画、燧灘でのカタクチイワシを対象とした計画など、重要な課題に積極的に取り組んでいることはご案内のとおりでございます。詳しくは後ほど、次第ごとに事務局から説明がございしますが、本日はこれら資源回復計画や瀬戸内海トラフグに関する取組状況や資源状況についてのご報告をいただき、来年の取組についてご審議いただくことといたしております。また、その他の議題として、来年度から始まる資源管理・漁業所得補償対策について、水産庁からご説明があろうかと思っております。

議題が多岐にわたり盛りだくさんの内容となっておりますが、議長として要点を絞った議事進行に心がける所存でございますので、皆様のご協力をお願いいたしまして、開会のごあいさつといたします。

それでは、水産庁から内海管理課長さんにお越しをいただいておりますので、一言ごあいさつをお願いいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

(内海管理課長)

ただいま紹介いただきました管理課長の内海でございます。本日、第20回瀬戸内海広域

漁業調整委員会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中、お集まりをいただきましたこと、厚く御礼を申し上げますとともに、日ごろから資源管理、それから漁業調整等にご尽力を賜っておりますことを改めて御礼を申し上げます。

ご承知のように、この広域漁業調整委員会は、都道府県の区域を越えて分布回遊する資源の適切な管理を目的として設置され、現在、国が作成する広域の資源回復計画を中心にご審議をいただいているところであります。

資源回復計画は現在、全国で18の広域計画、48の地先の計画というものが実施され、資源回復のための取組が全国的に展開されているところでありますが、資源回復計画につきましては、関係する漁業者の方々、行政の方々、研究者の方々が計画の対象となる水産資源の管理について継続的に協議しながら管理を進めていくというものであります。これまでも数年に及ぶ取組によりまして、こういった体制が確立をして、資源管理意識ですとか取組の向上が図られてきました。資源状況の改善が見られている資源も幾つかあります。こういった成果については、これを後退させることなく、今後につなげていくことが重要ではないかと考えております。

また、既にご存じのことと思いますが、先ほど会長からもごあいさつがございましたが、平成23年度の概算要求におきまして、水産庁としましては、新たに資源管理・漁業所得補償対策を打ち出したところであります。水産物の安定供給の確保、漁業経営の安定には水産資源の維持増大が欠かせないものでありますが、この対策は、計画的に資源管理に取り組む漁業者の皆様を対象に、漁業共済の仕組みを活用して収入安定を図るというものであります。基本的には国、それから、都道府県で資源管理指針を策定していただき、それに基づき、漁業者の方々が資源管理計画を作成しまして、これまでの自主的な資源管理措置をその中で公的なものに持ち上げていただいて、資源管理に取り組んでいただこうということを考えております。本対策につきましては、関係の都道府県、それから、国においても現在、鋭意その準備を進めているところであります。予算につきましても、財務省に要求をしております、財務当局と議論を行っているところであります。この点については後ほど、また改めてご説明をさせていただきたいと思っております。

いずれにしても、資源管理を取り巻く状況は、これまでも国民各層の関心が非常に高いということ、それから、新聞等々で報道されておりましたけれども、先月、名古屋で開催されました生物多様性条約第10回の締約国会議、「COP10」というふうと呼ばれてまされたけれども、この中でも、例えば海洋保護区の設定について議論があるというように、いずれも資源管理にかかわるような話であります。

我々水産庁としましては、こういった国民の各般の関心を背景に、やはり漁業サイドとしてもしっかりした取組を進めていくべきだということで、資源管理をしっかりやっというと考えております。

つきましては、本広域漁業調整委員会委員各位にありましても、今後の資源管理について、ぜひ今まで以上のご協力をお願いしたいと考えております。

本日は、委員の皆様方の有意義なご審議が行われまして、資源管理の一層の推進が図られることを祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。どうもご苦勞さまでございます。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

それでは、まずはじめに、本日使用いたします資料の確認を行いたいと思います。事務局からお願いいたします。

(山川調整課長)

それでは、お手元にお配りしております資料をごらんいただきたいと思います。

まず、議事次第、それから委員名簿、本日の出席者名簿、それから本日の会議で使用いたします資料といたしまして、資料1-1として、平成22年周防灘小底資源回復計画の取組、それから資料1-2として、同計画の平成23年の取組(案)という1枚紙、それから資料2-1として、平成22年度サワラ資源回復計画の取組、それから資料2-2として、中身がカラー刷りのサワラ瀬戸内海系群の資源状況、次に、資料2-3として、今後の資源管理方策検討に向けた試験操業の実施について、それから資料3として、カタクチイワシの操業開始日についての1枚紙、それから資料4-1として、カラー刷りの平成22年度トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源評価、それから、その次、番号はついておりませんが、資料4-2として、トラフグの資源管理についてのカラーパンフレットが4枚入っております。それから資料5-1として、資源管理・漁業所得補償対策に関する資料、それから資料5-2として、同様にこの所得補償に関する資料の各論編と書かれた資料となっております。そして最後に、瀬戸内海で行っております広域種の資源回復計画あるいは委員会指示、現在、全国で実施されております資源回復計画の概略、これらを一式まとめたものを参考資料として配付しております。ご参照いただきたいと思います。

お手元にお配りしております資料に、もし足りないものなどがございましたら、事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

それでは、議事に先立ちまして、冒頭、事務局から報告があったとおり、大阪海区の白井委員さんが新たに委員さんになられましたので、一言、ごあいさつをお願いいたします。よろしく申し上げます。

(白井委員)

どうも、大阪の白井でございます。

今年6月30日付で前川本会長から替わりまして、まだ、替わって間もないので、何も分かりませんので、今後とも、どうぞよろしく申し上げます。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきますが、その前に本日の委員会の議事録署名人を選出しておく必要がございます。本委員会の事務規程では、会長が出席委員の中から指名するこ

ととなっておりますので、山口県瀬戸内海海区の小田委員さんと徳島海区の福池委員さんお二人方をお願いをいたしたいと思ひます。お二方にはよろしくお願ひを申し上げます。

(議題1 周防灘小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画について)

(前田会長)

それでは、議題1の「周防灘小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画について」に入ります。まず、議題の内容及び本委員会への付議方法について、事務局から説明をお願いいたします。

(山川調整課長)

本計画は、平成25年までの計画期間となっておりますが、今回は22年の取組状況についてご報告した後、23年の取組(案)についてご審議いただきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

(前田会長)

ありがとうございました。

それでは、まず、今年の資源回復措置の取組状況について、事務局から報告を願ひます。

(下間資源管理計画官)

瀬戸内海漁業調整事務所の下間です。どうぞよろしくお願ひします。座って説明させていただきます。

平成22年の取組の実施状況ということで、お手元の資料の1-1に示してございます。

周防灘に隣接いたします3県、山口県、福岡県、大分県のえびこぎ網漁業あるいは貝けた網漁業など、小型機船底びき網の手繰第二種及び第三種漁業を対象といたしまして、資源回復措置の取組と合わせまして実施されておりますTAE管理につきまして、ここに整理してございます。

はじめに、この漁獲努力量削減措置といたしまして、一つにここに掲げております水揚げ制限魚種と全長を定めまして、規定値以下の小型魚は水揚げしないということといたしまして、漁獲された場合は再放流するという取組が行われているところでございます。

二つに、再放流されます小型魚の生残率を高めるための漁船へのシャワー設備の導入につきまして、今年山口県で資源回復計画の実施に対しましての支援事業を活用して、3隻の導入が計画されておりましたけれども、今年につきましては実施するには至らなかったところでございます。

それから三つ目に、産卵親魚の保護といたしまして、漁獲された抱卵ガザミの産卵機会確保ということで、船上放流あるいは買い上げ再放流という取組が各県で実施されているところでございます。

四つ目には、今回、新たな休漁期間の設定というものはございませんでした。

続きまして、裏面にまいりまして、資源の積極的培養措置といたしまして、計画対象魚種中、ここにあります4魚種につきまして種苗放流がそれぞれ継続して実施されておまして、

昨年、平成21年の実施状況につきましては、各県から聞き取ったところでは、この表に示したとおりでございますが、ガザミにつきましては、前年に比して若干減少とはなっておりますが、その他につきましてはやや上回る形で放流が実施されているという状況になっているところでございます。

それから、その下に魚礁設置あるいは藻場造成といった漁場整備あるいは環境保全の事業がこの概略の地図に示したとおり、周防灘海区では3県4地区で進められているという状況になってございます。

次の3ページにつきまして、漁獲量につきましては、本計画の進行管理上、漁獲動向あるいは増減傾向といったものを把握するために、公表されております統計数値を整理いたしております。このうち1の表につきましては、平成14年から平成18年までにつきまして、瀬戸内海区及び太平洋南区における漁業動向という形で、中国四国農政局でまとめられ、刊行されたものでございますけれども、注にも記しておりますが、この統計に関しましては、平成17年の統計の刊行をもって廃止となりまして、平成18年につきましては同農政局のご協力を得まして、聞き取った数値を計上してございます。このため、平成19年以降につきまして、2番目の表に資源回復計画対象魚種の漁獲動向という形で整理してございますが、この数値につきましては、農林水産省の統計部でまとめられまして、資源回復計画推進のための基礎資料にするということを目的として、半年ごとに速報値として概数が公表されているものでございます。

行政組織の再編あるいは統計調査項目の見直し等によりまして、用いる漁獲統計自体が変更されたということで、内容的に海域区分あるいは魚種分類等におきまして変異を生じて、この1と2の両者の間に一貫性がないところではございますけれども、対象魚種の直近の漁獲あるいは増減傾向の概要といったものを把握しつつ、各研究機関の沿岸資源動向調査等も注視しながら、今後ともこの目標達成状況に資する指標の参考として、こういったものを活用していきたいと考えているところでございます。

平成18年以前との単純比較は当然できないところではございますけれども、平成21年の魚種別漁獲量におきましては、ガザミにつきましてはやや増加傾向にありますけれども、シャコが減少ぎみというふうになっておりまして、対象種合計の漁獲量では平成20年に比しておおむね8%減、平成19年に比しては約5%増という形になっておりまして、経年的な傾向としては多少持ち直しつつあるも、若干、足踏み状態というような状況ではないかと推測されるところでございます。

その下にTAEの実施状況につきまして、本年1月1日から2月10日までの管理期間における漁獲努力量の上限について、設定値とそれに対する実績値を示してございます。これにつきまして、いずれも設定された範囲内の数値となっている状況でございます。

平成22年の取組の実施概要としては以上のとおりとなっているところでございます。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

今年の取組状況につきましては、資料にありますとおりの漁獲努力量の削減措置、種苗放流が今年も実施され、また、漁獲の状況につきましては、年によりあるいは魚種により多少増減はありつつも、計画開始後、最低であった平成18年頃に比べやや持ち直しつつあると

の報告でございました。

ただいまの報告につきまして、何かご質問等はございませんでしょうか。どうぞ。

(長野委員)

1 ページ目の「休漁期間の設定（海底清掃等漁場環境改善への取組と併せた実施）実績なし」というのは、これは海底清掃等漁場環境改善の取組が実績なしということでしょうか。

(下間資源管理計画官)

この環境改善の取組と併せた新たな休漁期間設定というものはなかったということでしょうか。

(長野委員)

前のこの委員会でも話はさせていただいたんですけども、海底に、たぶん航行船舶から捨てたであろうワイヤーだとかコンテナだとか、そういうものがあるんで、捨てた人がこれを取る仕組みみたいなものを作ったらいんじゃないかという話をさせていただきました。また、23年度の方にも広域漁場整備等で実施して書いてあるんですけども、この海底のゴミ等は漁業者以外の方が多分捨てているものですね。その人たち、不特定多数で分からないんですけども、何とか漁業者以外の負担で取れる仕組みを作った方がいいんじゃないかと思えます。

(前田会長)

何か。今のお話に。

(下間資源管理計画官)

平成21年度の補正で一部、堆積物などが引き揚げられた事業が行われたわけですが、今後の堆積物回収というものにつきましては、水産庁内での諸施策等によりまして実施の可能性があるわけで、その辺につきまして、今後また、各府県なり、県の漁業関係団体とも相談の上、活用していくような形で検討等をしていきたいと考えております。

(前田会長)

よろしいですか。

(長野委員)

はい。

(前田会長)

ほかに、何かございませんでしょうか。

ないようですので、次に来年の取組案の審議に入りたいと思います。

それでは、23年の資源回復計画の取組案について事務局から説明をお願いいたします。

(下間資源管理計画官)

それでは引き続きまして、平成23年の取組(案)について、資料の1-2でございます。

本計画につきましては、1月から12月までの暦年管理という形でなされておりますので、平成23年1月からの取組につきまして、先ほど触れましたように、魚種によっては増減変動の大きいといったものもございますけれども、目標値の指標となる合計漁獲量の概数値の推移を踏まえれば、一つには小型魚の水揚げ制限、二つにはこれに関連した放流、小型魚の生残率向上のためのシャワー設備の導入、さらには産卵親魚の保護としての抱卵ガザミの再放流、こういったもののほか、クルマエビ等の種苗放流あるいは漁場環境の保全といった事業につきまして、これまでの取組を着実に積み重ねていくということが資源回復を推進していく上で重要であると考え、継続して実施することといたしまして、これらを内容とする取組案につきまして、9月4日に開催されました本計画に係るブロック漁業者協議会でご了承をいただいたところでございます。

また、裏面の下にふれておりますけれども、TAE管理につきましても、平成22年設定値と平成23年(案)との対照表をここに示してございますけれども、管理期間並びに隻日数ともに、平成22年同様に設定するということといたしまして、先ほどのブロック漁業者協議会での了解を得まして、本案にて水産政策審議会資源管理分科会での審議を予定しているところでございます。

平成23年の取組(案)につきましては、以上のとおりでございます。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

資源回復の推進を図っていくためには、現行の資源管理措置の着実な積み重ねが重要であり、平成23年についても、現行の取組を着実に実施するとの説明でございました。今の説明に対しまして、何かご質問等がございましたら賜ります。どうぞ。

(高橋委員)

この問題は周防灘に限っての話じゃなくて、ちょっとお尋ねしたいんですけれども、この1ページ一番下の「資源の積極的培養及び漁場環境の保全措置」ということでございます。先ほど長野委員からのご指摘にもありましたけれども、この漁場環境の保全というのはどんなふうな取組をお考えなんでしょうか。

(下間資源管理計画官)

現在行われておりますのは、藻場造成、増殖場造成、あるいは魚礁設置といったところでございます。

(高橋委員)

ということは、何ていうんですかね、故意に捨てられたようなもの、漂流しているもの、こういうものを除去するということでのお考えはないんですか。

(下間資源管理計画官)

この事業での内容としては今、申し上げたような内容と捉えております。

(高橋委員)

分かりました。それで、これは本日の会議の全部に関連してくることだと思うんですけども、これだけ漁業者が資源管理ということで真剣に考えているわけですよ。そういう中で不法に投棄されているもの、これは投棄した人はこんなもの取り除く努力なんてするわけない。邪魔になるから捨てているんですから。迷惑をこうむっている漁業者が苦勞して取っているわけですよ。だから、そのことについてはやはり根本的な問題として取組をお考えいただかないと、漁業者はたまったもんじゃないと思うんですよ。私もかつて、不法投棄されたいろんなものを回収している現場に何回も立ち会ってますけれども、これは漁業者の苦勞は大変です。漁具を痛めながら回収しているわけです。

ですから、そういうことについてはやはり、今日のこの議題とは直接関係ないんですけど、これからは考えていただかないと。これもやはり資源回復につながっていく仕事だと思いますので、それはぜひお考えください。これはもう議論するつもりはございません。要望でございます。

(前田会長)

どうぞ。

(内海管理課長)

不特定多数者が投棄したゴミの問題ですね。海が汚れている、これ決して漁業者が物を捨てているわけじゃなくて、一般的なゴミが堆積していたり、あるいは瀬戸内ではよく聞きますが、船から物を落として、それが冷蔵庫だとかそんなものにとどまらず、ものすごいものが投棄されている。非常にその対応で難しいのは、先ほど長野委員からもありましたが、どの者が落としたかということが分かれば、これはその方が撤去するのが当然だということで、これまでも多分、私の記憶では海上保安庁さんがどこにゴミを捨てたどの業者がということでペナルティを課したというのがありますが、ほとんどのゴミはだれが捨てたかちょっと分からない。油の場合は、油を輸送する者、それから油にかかわる業者に何か事故があったときに対応できるように基金を作って対応しましょうということで、何がしかの出資をいただいて基金を作って対応するということができるのですが。

それから、長野委員からあった基金を作ってもという話は多分、社会的に持ち出したときに、だれが応分の負担をするのか、原因者が分からないので、水産庁としても誰にそういうものの負担を求めるかというところが、なかなか分からなくなるというところが一つの問題であると思います。

そういうときに出てくるのは、やはり公共としての考え方だと思います。これは漁業者が特定の資源回復をやっているから、その者たちが何かで負担をするというのではなくて、やはり社会全体がそれなりのコストを負担してきれいにしていく。そうすると、私が個人的に思うのはやはり漁場整備の一環として公共事業が力を振るう場所かなと思います。

その負担の度合いが税金からどれぐらい、それから、一般的にはその事業をする、例えば、地先を管轄する県にも応分の負担をとということもあるでしょうし、その負担についてはいろ

いる議論はあるでしょうけれども、やはりそこは最近、漁港漁場のあのような公共事業が予算上もかなりダメージをくらっているのですけれども、まさにこういうところで公共事業が力を発揮する部分かなと思いますので、そういうご指摘があったということは庁内でもそれぞれのところにお伝えをしておきたいと思います。我々もまたどう対応するかと考えていきたいと思います。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

ないようですので、それでは平成23年の資源回復措置計画の案、取組につきましては、原案どおり承認いたしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

(前田会長)

ご異議もないようですので、当委員会として平成23年の資源回復計画の取組につきましては、原案どおり承認をいたします。

(議題2 サワラ瀬戸内海系群資源回復計画について)

(前田会長)

それでは次に、議題の2の「サワラ瀬戸内海系群資源回復計画について」に入ります。

まず、議題の内容及び本委員会への付議方法について事務局から説明願います。

(山川調整課長)

サワラ瀬戸内海系群資源回復計画につきましては、まず、平成22年度の資源回復計画の取組状況につきましてご報告し、次に、サワラ瀬戸内海系群の資源状況につきまして、瀬戸内海区水産研究所の方からご報告をいただき、最後に今後の資源管理に向けた検討状況についてご報告したいと考えております。

(前田会長)

ありがとうございました。

それでは、最初に22年度のサワラ資源回復計画の取組状況につきまして、事務局の方から報告をお願いいたします。

(下間資源管理計画官)

それでは、サワラ資源回復計画の22年度の取組状況につきまして、資料2-1の表紙をめくった次のページからご説明いたします。

平成22年度の取組内容につきましては、この資源回復計画の柱となっております漁獲努力量削減、資源の積極的培養措置、それから漁場環境の保全、並びにこれらの取組と併せて

設定されておりますT A E管理についてこの資料に整理してございます。

まず、漁獲努力量削減措置につきましては、この略地図に示したとおり、各灘ごとに休漁期間などの設定、それから、瀬戸内海全域での流し網の目合い規制等を講じ、実施していくところでございます。

1枚めくっていただきまして、次に、サワラ種苗生産・中間育成の取組状況というものでございます。ここには、種苗生産3機関、水産総合研究センター2カ所と大阪府の1カ所のそれぞれの名称と所在地を●で示してございます。そして、そこで成育されました育成種苗を受けまして、中間育成が実施されました7府県、12カ所の所在地を▲で示してございます。また、漁業者によって船上から受精卵放流が行われました燧灘から大阪湾に至る実施海域を◎の印で示してございます。

そして、その次のページにこれらの採卵から放流までの各段階ごとの概要を一覧表に整理してございます。

①の採卵につきましては3府県、大阪府、香川県、愛媛県のそれぞれさわら流し網漁業者の協力を得て実施されているところでございます。今年の特徴といたしまして、燧灘で捕獲され、市場に水揚げされた産卵親魚からの採卵並びに人工受精が試みられました。この表にありますように、香川県が5月13日、それから愛媛県が5月19日に行われましたけれども、採卵量は合わせて約300万粒を超えるものが採れたわけでございますけれども、受精卵はごくわずかということで、結果、ふ化仔魚を得るには至りませんでした。また、燧灘西部におきましては、漁期当初不漁ということもございまして、成熟したメスが漁獲されなかったということもございまして、十分な採卵量が得られなかったということでございます。

それから、②の種苗生産につきましては、三つの研究機関、屋島と伯方島の栽培センター、それから、大阪府の水産技術センターで受精卵から得られましたふ化仔魚を育成種苗として、約4週間前後成育し、全体で31万3,000尾ほどが生産されております。

続きまして、③の中間育成と次の④の放流の段階におきましては、これら3機関で生育され、取り上げられた種苗につきましては、ここにございます7府県12カ所の海上小割生簀あるいは築堤式の育成池に合わせて約28万3,000匹が配布、収容されまして、そこで12日から19日間の飼育を受けまして、平均全長がここにございますように75ミリから112ミリという大型種苗として合計で約20万尾が放流されております。

それから、⑤にこのほかに屋島の栽培漁業センターにおきましては、ふ化仔魚から継続飼育されました約1万8,000尾が同センターの地先に直接、放流されております。

それから、最後に⑥に漁業者の取組ということで、一部、卵量計量されてないところもございまして、6府県の各海域で船上からの受精卵放流といったものが実施されております。

それから、次のページに魚礁設置、藻場造成といった広域漁場整備、水域環境保全といった事業の取組が合わせて10件、28地区で展開されており、その概略の位置を図に示してございます。

それから、次にまいりまして、今年度の実施状況に関連する事項といたしまして、サワラ放流効果の調査実施計画書を示してございます。この調査計画に関しましては、前回3月の委員会におきまして、岡山、香川両県から昨年度と同様に今年度におきましても、計画実施予定といったことをご報告したところでございますけれども、今回、その調査の実施日程等、

具体的な計画書が提出されましたので、この資料のとおりにご報告するところでございます。岡山県におきましては、都合5回、1回あたりの使用漁船1隻、漁具につきましても2.7寸、8.2センチで実施をする。香川県につきましては、都合3回、1回あたり2隻、漁具につきましては、岡山県同様という形になっております。

これら実施結果の詳細につきましては、次回委員会にてご報告する予定といたしておりますけれども、これまでに両県から聞いた最後の状況によりますと、岡山県では4回、合計で当歳魚は121尾、うち標識魚は3尾、それから、1歳魚が2尾、この2尾のうち標識魚はゼロです。ございませんでした。それから、香川県の方ではすでに3回実施されておりました、当歳魚が123尾、うち標識魚が3尾ということでございました。

次のページに漁獲努力可能量、TAEの管理につきまして、平成22年設定値と平成23年(案)との対照表を示しております。平成23年のサワラ計画に関するTAE管理につきましては、管理期間、隻日数ともに本年、平成22年設定と同内容とすることといたしまして、9月30日開催されましたサワラ計画に係るブロック漁業者協議会での了承をいただきまして、今後、開催予定とされます水産政策審議会資源管理分科会での審議を予定しているところでございます。

本年度の取組の実績概要としては、以上のとおりとなっております。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

(山田委員)

すみません、ちょっとお聞きしたいんですけど。瀬戸内海におけるサワラの資源管理ということなんですけども、休漁時期とか、操業時期がばらばらなんですけど、どういったことでこういった形をとっているんでしょうかね。

(下間資源管理計画官)

灘ごとの休漁時期の設定の違いというところでしょうか。

(山田委員)

はい。

(下間資源管理計画官)

内海の中央部においては秋の時期を、東西並びに水道部の方については春の時期をそういう形での設定とさせていただいているところです。

(山田委員)

それは分かるんですけども、この瀬戸内海の海区ごとに産卵時期が違うんだったらいいんですけども、春のサワラの産卵時期が一緒であれば、こんなに違いが出てくるのが本当の資源管理と言えるかどうかというのをちょっと疑問に持ってたんで。私はこれ以上言ったら兵

庫県に帰ったら怒られますので、これ以上は言いませんけど、本来、産卵時期にできるだけ自然な形で産卵させるのが目的であると思えば、瀬戸内海すべてのところが協議なさって産卵時期を禁止ということにするのが本来の資源管理じゃないかと思っております。いろいろこういった海区ごとに決め事を今さら私がどうこう言うことはございませんけれども、資源管理を考えるんだったら、将来、もう少し産卵時期をずらすとか、何かそういったことを考えていった方が、本当の資源管理につながるんじゃないかなと思って質問させていただきました。

以上でございます。

(平松資源課長)

資源課長をしております平松です。まさしく今言われたように、産卵海域である播磨灘、備讃瀬戸、燧灘の周辺、安芸灘も含めて秋の9月をメインに休漁設定しているところですが、回復計画を始めたときの考え方として、親をたくさん確保する、要は未成魚段階での漁獲ですね。これを避けて親を増やして、卵をたくさん産ませて稚魚を増やそうということで、漁業は継続しながら未成魚サゴシの漁獲を抑制するという取組でやっていこうということで、内海の秋漁、サゴシ漁で目合いを拡大することとあわせて休漁するというような形を取りました。瀬戸内海全体が秋、一律禁止できれば資源管理上は望ましかったのかも分からないですけれども、やはり漁業の操業実態といいますか、秋漁メインのところ、春がメインのところを同じ時期にあわせると、逆にかなり地域間で漁業のダメージにばらつきが生じるというようなところも考慮しながら調整した結果が、現在のこのような水道域では春の産卵に上がる時期の規制、それから、中央部では秋のサゴシ漁の規制というような形で取り組んできたという経緯がございます。

そういう意味では、産卵海域での産卵期の取組というよりは、まずは親を増やすための未成魚の保護という形で現在までは取り組んできておるといような経緯でございます。

以上です。

(前田会長)

よろしいですか。

(山田委員)

ええ、もうこれ以上、質問しとったら変になりますので。

(前田会長)

ほかにございませんか。

ございませんので、それでは次に、サワラ瀬戸内海系群の資源状況につきまして、水産研究所の石田室長さんよりご報告をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(石田資源管理研究室長)

瀬戸内海区水産研究所の石田と申します。よろしくお願いいたします。

お手元の資料2-2と、それから同じものを映写して説明させていただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

それでは、説明させていただきます。今年度の資源評価結果ということで、今年8月に瀬戸内海ブロック資源評価会議が開催されて、その議論を踏まえて確定した内容です。参画機関はここにあるように、瀬戸内海の11府県の試験研究機関、それから、屋島栽培漁業センターと私どもの水産研究所でございます。

資源評価の手順としては、他の魚種系群とほぼ共通のものでして、漁獲統計を用いて漁獲量を集計します。それから、各機関による体長組成の結果と年齢査定の結果から、体長別、年齢別の漁獲尾数を集計していくということです。この年齢別の漁獲率を求めて、これをコホート解析という一般的に資源学で用いられる解析法によりまして、漁獲尾数から資源尾数、それと漁獲の強さの割合を求めてまいります。一方、放流魚の混入率や放流尾数などから放流効果を判定してまいります。これを合わせまして、これも一般的な方法によりまして、将来の年齢別の資源尾数、将来の漁獲の強さ、これはいろいろ試算で変動させますが、漁獲の強さ、資源量や漁獲量を推定いたします。この結果に基づきまして、来年の生物学的許容漁獲量というのを出します。ここまでが資源評価の大きな流れとなっております。

これはもう皆さんご承知のとおり、サワラ瀬戸内海系群の関係する灘区分と調査地でございます。

一般的に想定されている回遊経路ですね。春、産卵に瀬戸内海中央に来遊しまして、秋から冬にかけては両水道の方で越冬していくということになっております。サワラはそういう生態でございます。

これは灘別の漁獲量を年別に示したものです。横軸は西暦の年で縦軸が漁獲量になっていきます。単位はトンです。ご存じのとおり、1970年代は1,000トン台でしたが、その後、70年代後半から3,000トン台、85、86、87年は6,000トンぐらいに漁獲量は増えました。そして、その後、急激に漁獲量は下がりまして、1998年には200トンを少し下回る。その後、やや増えて1,000トン前後で最近は推移しているということです。ここに色分けしたのは、上の赤い方は瀬戸海の西の方、下の青い方は東の方で、色の濃いところが中央部、薄くなるに従って両水道に近いというつもりで分けております。

これは2005年以降だけについて、月別に漁獲量を示したものです。下の図は1月、3月と奇数月しかちょっとスペースの関係で文字は入っていませんが、一つずつが一月を表します。今年の7月までの資料がございます。縦軸は漁獲量のトンです。

これは、2006年と2007年の月別の尾叉長別の漁獲尾数、大変細かくて申しわけございませんが、一つ一つのグラフが一カ月分を表わします。横軸がサワラの尾叉長です。縦軸は、その月に瀬戸内海全体で獲れたサワラの尾数です。千尾単位ですので、いちばん上が2万尾ということになります。山が小さいのはその月あまり漁獲量が多くないということです。それから、この山の推移を追っていきますと、成長がそのまま追えるということです。2006年の前半と後半、2007年の前半と後半というふうになっております。特に後半ですね、9月ぐらいから12月にかけて小さな山が出てまいります。これがその年までの発生ということになって、翌年になって50センチ前後で1歳へと続いていくということです。2006年も2007年も0歳魚のその年生まれの発生はこのぐらいの山ということになっております。

これが2008年、2009年ですが、2008年の山は2006年、2007年よりも、

年の終わりごろの小さな山の面積が大きいということで、かなりたくさん獲れているということです。2009年も大体同じぐらい獲れているということです。2008年の山はその後、翌年の50センチぐらい、あるいは年の後半の60センチ台、70センチぐらいになってもかなりたくさん獲れているということで、2008年生まれのものは漁獲が多かったということがこれからお分かりになるかと思えます。このようにして、各年の漁獲尾数を集計してまいります。

そして、これを年別に集計したもので、1987年から去年、2009年までのものです。下から色分けは0歳魚、1歳魚、2歳魚、3歳魚ということになっております。縦軸の単位は千尾単位です。ごらんのように、一番資源の多かった年当たりから資料がございまして、1980年代、あるいは90年代のはじめごろまでは0歳、1歳、2歳だけではなくて、3歳、4歳以上も多く、5歳もグラフに数字が出るぐらい獲れているわけです。その後、いったん非常に減りまして、その後、少し持ち直したところですが、やはり0歳、1歳、2歳の2歳魚までがほとんどを占めております。それから、注目するところは2002年生まれというのが、0歳も1歳も2歳も前後の数字に比べてかなり多くなっていること。2008年生まれ、2009年生まれも0歳魚は多い、2008年は1歳魚もかなり多いということで、この三つの年というのが資源が一たん減って、少し増えてからでは、やや多い発生であった可能性があるということになります。

漁獲尾数から資源尾数を推定すると、このようになります。ここでは2002年生まれの0歳魚が多く、翌年の2003年になって1歳がもう少し多い、2004年の2歳が多いということになります。これはコホート解析の原理的なもので、直近年、2009年あたりは資料がそろっていません。つまり、2009年生まれは0歳魚しか資料がないこともあって、この年の0歳魚の値というのは後で修正が入る可能性があります。実際、もう少し多かったのか、もう少し少なかったのかというのが今年、来年の漁獲によって変わってまいります。2008年の発生尾数というのは、2002年ほどではないのですが、それ以降では一番多いように見えます。2009年はさらに多いように見えますが、これは2008年より多いか少ないかはまだ何も言えません。尾数を量に換算すると、似たような傾向にあります。

資源量の水準で行くと、高位、中位、低位の3段階に分ければやはり低位、最低ではないですが低位である。それから動向は横ばい。5年間の動向で見て判断することは全国の魚種で共通ですが、5年で見ると2009年で増えているようですが、ここはまだ変化する可能性もあるので、安全を見て横ばいとすべきであると判断しております。

資源量はここままで、これは漁獲物の平均体重です。1990年の前半、資源がまだまだ多かったときは同じ年齢でも小型でした。その後、資源が非常に減少したころは、同じ年齢でも大型になって成長がいい。これは、数が少ないので餌の当たりがいいということで説明がつきます。2002年は0歳魚は少し成長が悪いのですが、2008年、2009年は2002年ほどは小さくないということが見て取れます。いずれにせよ、かつての成長が悪く数も多かったときに比べると、まだまだ成長がいい、資源は回復していないということがここからもお分かりになるかと思えます。

これは再生産関係、親と子の関係です。横軸は親、縦軸が子ということになります。グラフの丸がその年になります。例えば、1987年は親の量が1万トンぐらいでその親から生まれた子の数というのが400万尾ぐらいであったということを表わします。その後、親の

数が次第に減り、子の数も傾向としては減ってまいりました。近年は過去に比べてグラフの端っこになってますので、ここを拡大をします。

親の数はすべて天然ですが、0歳魚の数というのは、次の拡大したのでよく分かると思いますが、近年少しずつ上積みしていますので、天然由来と放流種苗を合わせた子の数を灰色に色づけしております。1993年から98年までどんどん資源量も0歳魚も下がってまいります。その後、99年から2002年までは、同じ親魚量にすると0歳魚の発生がよかった年が続いております。そのせいもあって、資源量は増えているということです。それからその後は親魚量は2,000トン弱で推移します。親魚量当たりの0歳魚はそれほど多くはないんですが、急に減ることもなく推移しておりました。2008年、2009年は同程度の親魚量ですが、0歳魚の発生がよかったと思います。2009年はこれはまだ少し上に行くか、下に行くか分からないんですが、2008年あたりは親魚量に比べて発生がよかったということがこれから分かります。

これは種苗放流効果をまとめたものです。2002年から本格的に放流が始まっておりまして、一番右の添加効率というのは放流した種苗のうち、どのぐらいのものが漁獲される大きさまで育つかというもので、過去8年間の平均で0.24、4匹に1匹は放流魚が漁獲サイズまで育っているということになります。年によって変動はあります。これを求めるために、9月1日にサゴシが出現するとして、そのときの資源量を計算して、それから放流魚の混入率を計算し、そこから放流由来の0歳魚の数を計算します。そこから放流尾数と放流由来の海の中にいる0歳魚の割合から添加効率、どのぐらい生き残るかという割合を計算した表でございます。

ここからがABC、生物学的許容漁獲量をどう設定したかという説明です。ただ、ご承知のとおり、サワラはTAC対象種、漁獲可能量対象種ではございませんが、ABCはやはり計算の必要がありまして、他の魚種系群と同様の共通したやり方でABCを算出しております。

先ほどの親子関係の図から、親魚量の目標を決めます。親魚量の目標は、子供の数について過去のデータがそろっているうちの上から10%の線と、親子関係の両方について過去のデータがあるうちの上から10%のこの斜めの線、原点を通る直線の交点に当たる親魚量ということで、親魚量約4,000トンが資源回復の目標として資源学的には適当と考えております。現在の資源量は1,600トンほどしかありませんので、4,000トンに増やすというのは、今の漁獲をかなり押さえ込むということに計算上はなります。

ここにF_{med}とかF_{rec}とかありますが、用語は重要ではありません。漁獲量としてはこういった計算手順でF_{0.30}という漁獲係数、漁獲係数というのは漁獲の割合ではなくて計算上の値ですけれども、これでやるということの説明です。これで出しますと、上限値は700トン余り、目標値は600トンとなり、これはTAC対象になればこういう値になるということです。この獲り方で試算すると2015年には資源がこう増えていく。目標値であれば、もっと増える。今の獲り方であれば、横ばいかあるいは少し下がるということです。これは先回計算したもので灰色が真ん中、上と下が上下10%あたりですので、この範囲には入るだろうということになっております。

ABC以外の管理方策ですね。資源回復計画もこれに含まれます。当初の資源回復計画の目標は達成しておりますが、ただ現状としては、資源水準は低位、横ばいであり、若齢魚し

かない。体長も大型、大型というのは同一年齢で大型ということで、早熟の傾向にあるので、これを1年、2年、発生が少なくても親魚量を確保するために、年齢構成を高年齢魚までそろえる。それから当然、資源を増やす指標としては小型魚の割合を増やして、晩熟になるということです。0歳、1歳に対する漁獲圧の引き下げ、やはり若齢魚保護によってこれを達成するというのが、資源の管理のあり方であろうかと思えます。

最後の図です。漁獲の引き下げと種苗放流の効果です。これが2015年の予測資源量の等資源量線図です。横軸が漁獲の強さ、縦軸が種苗放流の尾数で、この星印が現状です。現状の放流尾数と現状の漁獲の強さのままいけば、2015年には3,000トン余りの資源量になる。もし、放流尾数を2倍にすれば、3,700トンぐらいには増える。同じ3,700トンを増やすためには、漁獲の強さを8%減らすことで達成できると、こういった図になっております。ごらんのように、漁獲をもし減らすことができれば、効果は非常に大きい。ただ、放流は今の2倍にしても、そんなに劇的な効果はないことがこの図から読み取れるものです。

以上です。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

ただいまの説明によりますと、サワラの資源状況については、21年の資源水準は低位で動向は横ばいとのことでした。また、2008年、2009年生まれの加入量は良好な可能性があり、資源回復計画に基づく漁獲努力量の削減と種苗放流を継続しつつ、0歳から1歳魚への漁獲圧を下げ、産卵親魚の増大を図ることが有効だというご報告でございました。

何かご質問等がございましたら賜ります。どうぞ。

(原委員)

資料で見た方が分かりやすいと思いますので、7ページ目の13番だか14番の再生産の関係のどちらでもよいと思います。これ、天然由来と天然由来プラス放流種苗というふうに分けて、加入量だけは要するにY軸方向に上下しますよという話をされると、放流種苗というのは親にならないのかなというふうに受け取れると思うんですけど、どうなんでしょうか。

(石田資源管理研究室長)

この図はその年の放流魚の割合だけを上積みした表現になっておりまして、放流魚はもちろん親になって再生産、繁殖に寄与することを考えていますので、そこまで図で表わすとすれば、横軸の方にも、つまり親魚量も増やすような表現をした方が適当であるかもしれません。というのは、親魚量は動かないんですが、もし、放流しなかった場合の親魚量はこの辺しかないというような、そういう表わし方になると思います。

(原委員)

要するに、横軸の親魚量には放流由来の親魚は入っていないという理解でよろしいでしょうか。

(石田資源管理研究室長)

いえ、放流由来も入っております。全部の親魚量です。

(原委員)

そうしますと、この丸と黒丸はちょっと表現を変えた方が分かりやすいと思いますので、ご検討ください。

(石田資源管理研究室長)

よく分かりました。ありがとうございます。検討します。

(原委員)

それと最後の10ページ目です。19枚目の図でABC以外の管理方策という形で書いてあります。今日の提案ですと、ABC limit が734トンで、ABC target が605トンという説明でしたけど、資源回復計画に基づく方は、漁獲努力量の削減、種苗放流は若干増えるんですね。漁獲努力量の削減と0、1歳に対する漁獲圧の引き下げは同じようなことを言っているのではないかなという気がするというのが一つ。もう一つは、その前のページのグラフの17番目で、F rec を0.30引き上げますよ漁獲係数引き上げますよとABC計算するとき提案されているわけですから、ABC以外の管理方策というよりは、両方合わせた管理方策のように見えるんです。ただ、ABCの場合は上限でABCリミット、ABCターゲットが何トンという数字で出てきますけど、Fでやろうと漁獲努力量でやろうと同じように見えるのはどうかという話と、具体的に漁獲圧の引き下げということに立ち入った場合に、具体的に何か提案される方策というのはありますか。例えば、目合いを10.6からもっと大きくしろとか、そういう話が出てくるとか。

(石田資源管理研究室長)

最初のほう、両方同じことを言っているんじゃないかというご指摘はごもっともかと思えます。ただし、ABCの設定に当たっては8ページの下で、赤線を引いているように、かなり厳しめというか、親魚量を多目にとるような目標を作って、それを5年で達成するというような、かなり厳しい総量規制をしたときに資源計算したらどうなるかという観点でやりますので、非常に厳しい許容漁獲量、ABCリミットが700トン余りということになります。ABC以外の管理方策、現状としてはTAC制度ではありませんので、漁獲努力量の制限ということですので、やはりちょっと定性的な書き方にはなってしまいますが、こういうような書き方になってまして、目標も親魚量4,000トンということではありませんので、これはやり方は同じですが、目標は若干違うんじゃないかと私は考えております。

それから、後のほうのご質問で、若齢魚保護ですね。これをもしするとなれば、目合いの拡大もありますが、流し網以外の漁法についてはやはり目合いの拡大というのはできませんので、休漁期の設定とか、その灘のその漁法については上限値を何らかの形で作ることが望ましいとは思っています。

(原委員)

漁獲圧の引き下げで言いたかったのは、TAC対象種でないっていうのは分かっているんですけど、ABCを計算する過程で、F rec 0.30という漁獲係数というのが具体的に出てきたので、このF0.30にまで漁獲圧を下げればいとも読み取れるわけですから、具体的にABCリミットターゲットを出さなくても、そのプロセスでできていくのではないのでしょうかという意味です。

(石田資源管理研究室長)

ご指摘はよく分かりました。ありがとうございます。

(前田会長)

ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

(長野委員)

前の資料との関連なんですけれども、受精卵放流というのを漁業者がやっているんですけど、種苗放流の評価はいろいろやっておられますが、受精卵放流の評価の仕方というものはあるのかどうか。ないのであれば、今後、研究してほしいなという。でないと、漁業者のインセンティブ、やる気が起こらないんじゃないかなと。

(石田資源管理研究室長)

直接、受精卵放流の効果というのを確かめるのは難しいかもしれませんが、受精した卵であれば、やはり天然で受精したものとそれほど変わりなく、以後、生き残ることは想定されます。ただし、吸水ですね、最終成熟に至らないものを無理やり絞り出して受精させたような格好にして放流しても、これは効果は薄いかと思えます。

それから、受精卵放流の卵の数は数十万ずつですので、これはサワラの全体の産卵量からすると、割合としては極めて少ないものであるかと思えます。

だから、受精卵放流がどれだけ資源を押し上げるかということになると、数字としては多分上がってはこないかと私は考えております。ただし、やるよりはやらないほうが、少しでも資源を増やすという効果はないとは言い切れません。

(前田会長)

ほかにございませんか。

それでは、最後に今後の資源管理に向けた検討状況につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

(下間資源管理計画官)

資料の2-3に今後の資源管理方策検討に向けた試験操業の実施についてというものを示してございます。

はじめに、前回委員会並びに先のブロック漁業者協議会の概要について、若干、ふれておきたいと思えます。前回の委員会におきましては、平成23年度末で終期を迎えるという現行の資源回復計画終了後の資源管理のあり方につきまして、当時、ポスト資源回復計画とい

う一定年限の準備期間を念頭におきまして、計画期限内に合意形成を目指して検討に入っていくことにつきまして、ご承認いただいたところでございます。

また、サワラのブロック漁業者協議会におきましても、冒頭、課長のごあいさつにもございましたけれども、この夏、新たな水産施策というものが打ち出されまして、今後、新たな資源管理体制の枠組みで移行という節目に際しまして、今後、ポスト資源回復計画といったものをイメージするものではないところではございますけれども、瀬戸内海におけますサワラの資源管理の取組は非常に重要であることから、現計画の終了後におきましても、適切な管理方策を講じていく、あるいは継続していくといったことの必要性、それから、資源管理措置の考え方、あるいは方向性について検討していくために、今後とも漁業者協議会の輪を維持活用して、協議を重ねていくことを確認いたしました。さらに、この資料にありますように、今後の資源管理方策に係る取組の検討をさらに進展させるためにも、現状の資源状態の把握に向けた分析に必要な漁獲情報の補完あるいは集積が重要であるという瀬戸内海区水産研究所からのご意見も含めまして、香川県から提案されました、これまでこういった措置に基づいた漁獲実績自体がない播磨灘、あるいは備讃瀬戸での操業調査の実施につきまして慎重に検討し、資源管理推進調査の必要性といったものも確認いたしまして、この漁業者協議会において了承が得られたところでございます。

また、このタイミングでの実施、あるいは報告という点につきましては、前回委員会の時点におきましては、提案あるいは事前報告といったことまでは整っていなかったという点もございまして、また、計画期限が23年度末ということをご考慮すれば、現行の期限内でのフィールド調査の機会自体も限定されてくるということで、来漁期からスタートしていたのでは今後の検討に当たって時間的余裕が極めて短時間ということもございまして、本調査の趣旨を勘案した上で実施するに至ったところでございます。

こうしたことから、委員会への報告という実施上の取り扱いにつきましては、試験操業の開始予定日と本日のこの委員会の開催日との時間的な前後関係によりまして、今回の委員会開催に先立ちまして、各委員におかれまして、事前にご説明させていただいたということにつきまして、改めてご理解をお願いする次第でございまして、前回委員会以降の経緯につきましての概要はこういった状況となっております。

その次に、具体的に提案された調査の実施計画書を次に示してございます。実施海域につきましては、播磨灘と備讃瀬戸の香川県海面、実施期間としては10月と11月、それぞれ実施回数は各月2回ということで、播磨灘で延べ4回、備讃瀬戸で延べ4回の合計8回、使用漁船、操業方法について示されてございます。

この実施結果につきましては、放流効果調査と同様に、次回委員会におきましてご報告させていただき予定でございまして、これまで香川県から聞きました漁獲情報によりますと、備讃瀬戸で2回行われ、合わせて当歳魚は1尾、1歳魚が4尾、うち標識魚が1尾、そして2歳魚が2尾。それから、播磨灘で1回行われまして、当歳魚はなし、1歳魚は1尾ということで、両海域3回合わせて合計8尾という状況であったと聞いております。

今後の管理方策検討に向けた試験操業の実施につきましては、概要は以上のおりとなっております。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

前回の委員会で検討開始を報告いただきましたサワラ資源回復計画の二期計画終了の取組につきまして、進捗状況の説明をいただきました。

何かご質問ございませんか。どうぞ。

(高橋委員)

これは、今のお話ですと試験操業についての結果報告ということで理解したらいいんですかね、次期計画について、取組方についての考え方を意見を述べる機会がございますか。

(平松資源課長)

一応、サワラ計画につきましては、議題としてはただいまの報告までを予定しております。

(高橋委員)

そうすると、次期計画を組み立てていくことについての意見は今後やるということで理解したらいいんですか。

(平松資源課長)

委員からのご意見をお聞きするタイミングが今回あるかということですか。

(高橋委員)

そうです。

(平松資源課長)

ご意見がおありでしたらお伺いできればと思います。

(高橋委員)

ありがとうございます。それでは、少々言わせていただきます。

これは次期計画になると、3回目の計画になるわけですね。今までの計画で資源回復に取り組んできて、私はそれなりに効果があったと思います。国をはじめ、独立行政法人、早く言えば前の日裁協には随分、力を入れていただき、また、各府県の行政の担当の方にも力を入れていただいて、それなりの効果があったと思います。

ただ、これは前々から私は会議のその都度、そういう機会の都度言っていることですが、資源回復についての取組がアンバランスなんですよね。これは一番最初のときに、「じゃ、これでいこう。」と言ったときに私、各海区それぞれまとまってなかったんだけど、とにかく基本を活かすためには、もう小さいことは後々走りながら修正していけばいいわという趣旨のことを申し上げて賛成したんですけども、それが一向に改まらない。そのまんま行っているわけですよ。それで、2回目の計画のときも私、そのことは言ったんですけども、皆さん賛成はしていただけるけれども、効果が全くない。

これはね、バランスよりいいほうは文句ないですよ。だけど、バランスより低いほうは一生涯懸命歯を食いしばって頑張っている。けども、それが全然活かされない。むしろ、今の

お話でもね、漁獲圧を下げるのが大事だというようなお話ですけど、それが全然改まらない。こういう形でいくと、このせっかくのいい取組が将来的に続かないと思うんですよ。これはね、声が大きい人の言うことに巻き込まれてしまうと、とんでもないことになると思うんです。

これ、ぜひね、当委員会の皆さんは真剣にお考えいただいておりますけれども、どうぞそれを皆さんに周知していただきたい。でないで先頭走ってたのがもう疲れちゃった、もうやめたということになりかねない。これは非常に大事なことだと思うんです。やはり皆さんがバランスを取るということ。本当はバランス取るのはいいほうでバランス取った方がいいんですけどね。悪いほうへバランス取るようなことになったら困るんですよ。その辺のことは、もうこれ以上言ってもあれですから、どうぞ、前向きに取り組んでいただければと、かように思います。

以上です。

(前田会長)

どうも貴重なご意見、ありがとうございました。

私の立場から何ですけども、やはり当初は今、高橋委員さんが言われましたように、各海区それぞれ事情がございまして、それぞれ違った形でできるところからやろうということで発足したかと思えます。まず、そのまま大きく修正もせず、それが続いたということなんでしょうけれども、それはそれといたしまして、それでいいということではないんですけども、また新しい資源管理ということで水産庁さんの方も考えておられるようですので、その中で、各委員も含めましてまたいろいろと検討をしていきたい。また、水産庁さんにもお願いしたいと思っております。

(高橋委員)

そういうようなことなんで、できれば、次期計画についてはね、新規の出直しを考えるとというようなスタンスも必要かと、こんなふうに思っております。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

ほかに何かご意見ございませんか。

(原委員)

この試験操業の説明で1ページ目のところの最後を見ますと、基礎データとして活用すると書いてあります。それはそれで漁獲実態を調べるということで、大変いいことだとは思いますが、その前に書いてあります瀬戸内水研と香川県水試等と連携・協力ということがうたわれてますけれど、これ具体的にどう連携・協力して、科学的検討をされるのかというのが実は知りたいところです。

と申しますのは、先ほどの資料2-1のサワラ放流効果調査実施計画書だとか資源評価調査実施計画書、いろいろ計画書が出て、いろんな調査の名のもとにサワラの調査研究が行われています。この席では毎回、前回もそうだったと思っておりますけれど、1年前の自分たちがや

った調査結果だけしか説明してくれません。先ほどの説明でも今年やった結果では1歳魚が何尾という結果報告だけで、漁業管理に結びついていくような、基礎データを活かした解析結果を経年的にまとめた結果として出ていないというところがちょっと気にかかります。

例えば、漁具を目合い10.6でやるというのはいいかと思えますけれど、資源評価調査実施計画書、香川県のものですと、8.2センチ、もうちょっと小さい目合いでやる。要するにいろいろな目合いでやった結果を比較して、漁具の選択制、そういうものをきちっと出しておいて、では、先ほど石田室長が提案された努力量削減だとか、漁獲圧を下げるときに、漁具の選択制を考慮して、この網だと小さいのはこれだけ獲れません。大きいのはこれだけ獲れますという、そういう裏づけがあって初めて資源管理から漁業管理に移行できると思っております。次回3月までに、解析結果の科学的検討に向けて、成果がすぐ出るとは思いませんが、これ香川県水産試験所等と書いてありますけれど、過去何十年の結果を、各県の試験場の担当者の方々が持っていると思えますので、水研センターの石田さんあたりが旗を振って、ぜひ、ご検討を願いたいと思えます。これ、要望です。

(石田資源管理研究室長)

承知しました。検討いたします。

(前田会長)

ほかにございませんか。

それでは、今後、事務局におかれましては、各種調査結果及び関係漁業者協議を踏まえまして、今後の管理方策の具体化に向け、検討を進めていただきたいと思えます。

また、検討状況につきましては、適宜、本委員会に報告するようお願いいたしたいと思えます。

よろしければ、ここで十二、三分休憩をとりたいと思えます。お手元の時計で3時50分に再開したいと思えますので、よろしくお願いいたします。

休憩 15時37分

再開 15時50分

(議題3 燧灘におけるカタクチイワシの操業開始日について)

(前田会長)

それでは、皆さんもおそろいのようなので、議事を再開いたしたいと思えます。

議題3の「燧灘におけるカタクチイワシの操業開始日について」に入ります。

まず、議題の内容及び本委員会への付議方法について事務局から説明をお願いいたします。

(山川調整課長)

カタクチイワシ瀬戸内海系群資源回復計画に関しましては、本委員会の指示で燧灘におけます瀬戸内海機船船びき網漁業の操業禁止期間を5月15日から6月9日まで、及び12月1日から3月31日までとしておりますが、これとあわせまして、本委員会会長が別に定め

た場合はその期間としておるところでございます。これによりまして、操業開始日に幅を持たせているところがございます。このことにつきまして、ご報告したいと思っております。

(前田会長)

それでは、燧灘におけるカタクチイワシの操業開始日について、事務局から報告をお願いいたします。

(青木資源保護管理指導官)

瀬戸内海漁業調整事務所の青木といいます。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、着席させていただいて、説明したいと思います。

皆さんご承知のとおり、燧灘のカタクチイワシ資源回復計画については、22年度からポスト計画へ移行することとなりました。その際に、操業の解禁日を今まで毎年6月10日以降と固定していたものをカタクチイワシの早期産卵が起こる傾向が見られる場合には、この操業開始日を前倒しできるようにする、すなわち、前もって瀬戸内海広域漁業調整委員会指示で定められております6月9日までという操業禁止期間をカタクチイワシの産卵状況によって変更することとなりました。そのことを踏まえまして、今年の操業開始日についてこの場でご報告いたします。

結論を先に申し上げますが、委員会指示で定める操業禁止期間の変更というものは、今年も行われませんで、従来どおり6月10日以降の操業開始となっております。

お手元にあります資料3をごらんください。簡単に概要をチャート図で示しております。図の左上に、早期産卵の推測指標といたしまして、伯方島における1月から3月の積算水温が1050℃以上であるか否かというものがありますけれども、これにつきましては、過去の水温データを検証したところ、1050℃以上の場合に早期産卵が起こる可能性が非常に高いと考えられているところでもあります。そこで、今年の1月から3月までの水温について積算をしたところ、993.5℃ということになりまして、この基準値であります1050℃を下回っておりますので、早期産卵は今年は起こらないであろうと判断いたしまして、ブロック協議会において従来どおりの解禁日ということで合意されております。

以上、簡単でございますが、報告を終わらせていただきます。

(前田会長)

ありがとうございました。

今年度は平年並みの水温で早期産卵は見込まれないだろうということで、従来どおりの6月10日からの操業開始になったとのことでございます。

このことについて何かご質問ございませんか。

どうぞ。

(長野委員)

3月までは平年並みということですが、前回委員会で脂イワシとか、キロ300円以下になったら操業をやめるという話がありましたけれども、今年の夏、ずいぶん暑かったので、その辺がどうなっているのか、ちょっと教えていただけたら。

(青木資源保護管理指導官)

今年の漁模様の話でよろしいですね。今年の漁模様については、まだ、詳しく確認はしていませんが、私の聞くところによりますと、当初は非常に漁もよかったらしいんですけども、当初から品質がよろしくないということ、それと去年、かなり豊漁であったので在庫もあるということで、かなりの人たちが早々と漁を切り上げていると聞いております。

脂イワシの発生というのも具体的には聞いてませんが、品質が悪いというのは非常に脂が多いと思われまますので、かなり脂イワシの発生が早かったのか、多かったのかという感じになっています。この辺の詳しいことにつきまして、3月の広調委で詳しく報告したいと思います。

(前田会長)

よろしいですか。

(長野委員)

はい。

(前田会長)

ほかにございませんか。

(議題4 瀬戸内海のトラフグ資源について)

(前田会長)

ないようですので、続きまして、議題4の「瀬戸内海のトラフグ資源について」に入ります。

まず、議題の内容及び本委員会への付議方法について事務局から説明願います。

(山川調整課長)

本日は、瀬戸内海区水産研究所から、瀬戸内海のトラフグの資源状況につきましてご報告をいただいた後、資源管理の検討状況についてご報告したいと思っております。

(前田会長)

ではまず、瀬戸内海区水産研究所より瀬戸内海のトラフグの資源状況について、ご報告をお願いいたします。

(片町研究員)

瀬戸内海区水産研究所の片町といたします。

先ほど石田室長からサワラの資源評価について発表がありましたが、トラフグについても、今年の8月に資源評価を行い承認されました平成22年度版の資源評価の概要を説明いたします。

本委員会は瀬戸内海の広域漁業調整委員会ですが、昨年、それから、一昨年もそうですが、トラフグは生活史を通して瀬戸内海だけで生活を終えているわけではなくて、日本海、東シナ海に移動して、産卵しにまた戻ってくるという生態がありまして、それを考慮してこちらの図の分布域、かなり広いですが、この範囲を一系群として資源評価を行っております。

ただ、トラフグの資源評価の長期の指標を評価するには問題がありまして、この系群の長期の漁獲量というのは正確に把握されておられません。そういうことから、過去、全国で漁獲されるトラフグが7割から8割、集積していたといわれている下関唐戸魚市場の取扱量を長期の資源量の指標として考えています。外海産と書かれているものは日本海、それから東シナ海で漁獲されたトラフグ、内海産と言われるものは2000年前後までは主に瀬戸内海、それ以降は伊勢、三河湾の漁獲分もまぜて内海産として取り扱われております。1970年からあるのですが、1980年代はトータルで1,500トンを超えるぐらいの取扱量があったんですけども、その後、1990年代に入ると内海、外海ともに減少して行って、近年は最盛期の10%前後で推移しております。取扱量の指標ですが、この推移から現在の資源状況は過去と比較して低位であると推定しております。

それから資源評価ですね。先ほど漁獲量の正確な把握の話をしましたけれども、2002年以降の漁獲量を把握できる限り集めて、それを漁獲量として取り扱っています。先ほどの下関の唐戸魚市場の取扱量は1月から12月の暦年ですが、これから先、漁獲量、資源量の評価はすべて4月から3月の漁期年を1年として計算しています。

2002年から2009年まで、漁獲量は変動しつつも減少傾向にありまして、2009年の漁期は251トン、うち瀬戸内海で漁獲されたものは131トンということが把握されております。

それから、サワラと同様に、漁獲物の中の年齢別の尾数を把握して評価すると、2002年から2009年までそれぞれの年齢で変動はあるんですけども、トラフグの大きな特徴の一つとして、漁獲物に占める0歳魚と1歳魚の尾数はどの年も総じて約8割を超えていて、若齢魚の漁獲に偏っている。これは0歳、7センチから10センチ前後の個体からもう既に漁獲対象となっていることが大きな要因でして、それから成長して行って主に1歳までで大半は漁獲される。トラフグは、オスは2歳、メスは3歳から成熟して産卵に寄与するわけですが、その2歳以上の漁獲尾数は0歳、1歳と比較して少ないという傾向にあります。

早速、資源量の推移ですが、先ほどのサワラと同様に年齢別漁獲尾数をもとにコホート解析に基づいて、重量に置きかえて資源量を評価しました。2009年度漁期の資源量は4月の段階で911トンだと推定されました。それから資源量の動向も2002年以降は変動はありつつも減少傾向にあると評価しております。漁獲の割合、資源重量に占める漁獲重量の割合ですが、20%の後半から30%の割合で推移しております。

それから、過去と比較して現在は資源水準は低位だと言いましたが、2002年以降の資源の動向がなぜ減少傾向なのかということも評価をしております。英語の表記で申しわけありませんが、SSBは産卵親魚重量、3歳以上の資源重量です。これは卵の量を表わす指標ですが、これは緑の棒グラフです。2002年以降、変動はありつつもSSB、産卵親魚重量は減少傾向にあります。つまり、産み出される卵の量も減少傾向にある。そういう評価がなされております。

それから、R P Sは再生産成功率と言いまして、1キロの親魚から何尾の漁獲対象になる稚魚が加入したのか、そういうものを評価しております、これがピンク色の線グラフです。これも年変動が大きいんですけども、2006年以降、2006年、2007年と連続して低い値で推移して、2008は年若干回復にはあったんですけども、2009年はまた落ち込み、資源の減少の大きな要因は産卵親魚重量も減少傾向にあるし、そこから期待される再生産成功率も近年、あまりよくなく、これが連続して起こったことが資源が大きく回復しない、減少傾向と毎年言っていますが、その要因の一つと評価しております。

それから、トラフグの漁獲の状態はどういう状態なのかというのも資源評価の中で評価しております。これは横軸に漁獲係数、各年齢の漁獲係数の平均値を表わしています。縦が漁獲開始年齢ですね。今、現状が●で0.4と0.5の間にポイントされています。そうすると、0歳から漁獲を開始する今の漁獲の実態を考えると、加入量から期待される漁獲量、Y P Rはピンク色のゾーンから変わらないわけですね。若齢から獲り続けている状態であれば、加入から期待される漁獲量が増加することは期待できない。要は、当たり前かもしれませんが、1歳、2歳と高齢魚になってから漁獲を開始しないと、今の資源状態ではいつまでたっても漁獲量の向上は期待できないという評価をしました。よって、今まで明言してきませんが、トラフグは成長乱獲、若いうちに獲り過ぎている、そういう状態と評価しております。

それから、今度は種苗放流の効果を検討しています。トラフグはこの系群全体で年間平均160万尾放流されていまして、過去から積極的に放流されている魚種です。また、漁獲物に占める放流魚の割合は極めて高いという特徴を持っております。この図は2015年度の資源重量です。漁獲係数のFを変化させた場合と、それから放流尾数、有効放流尾数と書いてますけれども、これはちょっと後ほど説明させていただきますが、これを変化させた場合。

そうすると、2015年度に期待される資源重量というのが●でくくられているポイントで、大体、400トンから800トンのゾーンに入ってますけれども、今、有効放流尾数が100万尾前後ですので、黒い矢印で示しているように、この放流尾数を例えば半分にしてしまったり、ゼロにしてしまったりと青色のゾーン、0から400トンのゾーンに入ると今の資源状態がとて維持できないということが評価されております。それゆえに資源評価表の中ではちょっと表現があいまいですけども、今の資源は放流が下支えしていて、将来にわたっても今の放流尾数が維持されないと、現状の漁獲を続けている限りでは資源を維持できない。そういう状態が今、トラフグの資源状態と言えます。

それから、有効放流尾数という表現をしましたけれども、どういうことかということについても説明をさせていただきます。これは、この系群内で放流されている尾数の2002年以降の推移です。全体で160万尾平均と言いましたけれども、ただ、放流すればいいというわけではありません。これは引用文献を載せてませんが、伊勢三河湾、それから有明海等でその後の回収率の差が科学的に証明されていまして、トラフグは産卵場もそうですけれども、成育場は限定されています。どこにでも放流してそれが生き残るというわけではありません。

それで天然魚が着底している成育場に放流されている尾数をピンク色で示していて、それ以外、沖合であるとか、そもそもトラフグの成育に適さない場所に放流されているのが棒グラフで青のゾーンで示しているものです。その効果はゼロとは言わないですけども、余り

期待できません。そこで有効に確実に影響力のある放流尾数を評価すると全体の6割ぐらいでしかない。そういう傾向があります。ただ、これは2009年度までの評価でして、2010年度については、特に九州の海域では、その多くは天然魚の成育場が有明海にシフトしてしますので、もし、今後、瀬戸内海での放流を効率的に行う場合は、天然魚の成育場に積極的に放流する必要があると評価をしております。

それから、トラフグについても、生物学的に許容されるABCを算定しております。これは出さなければいけないということでサワラ同様に出していますけれども、算定の基準は、2006年から2009年の先ほど申し上げたRPSの平均が継続すること、これは不確実性があるのでこういう評価しかできません。それから、有効放流尾数が維持されること。また、回復目標を示しているわけですが、2002年以降、最も再生産成功率RPSが高かった2005年のときの産卵親魚量401トンに2015年に回復するという目標を立てて、ABCを算定しております。そうすると、ABC limitとして155トン、それから、安全率を見込んだABC targetは128トン。現状の漁獲量は250トン前後ですので、科学的に言えば大幅に漁獲量を削減しないとこの目標は達成できない、そういう状況にあります。

それから、将来の予測とABC管理以外の提言を書いています。白黒で申し訳ないんですけども、どういうことかと言うと、●の線グラフの推移を見ていただきたいんですけども、現状のまま放流も今のまま、それから漁獲の状態も今のまま推移すると考えると、資源は減っていきます。それから、■のものは、現状レベルで放流がなかった場合、放流をやめてしまったら、2015年には極端な話かもしれませんけれども、シミュレーションでは資源は今の半分に減ってしまいます。それから、▲の線グラフですけれども、現状の漁獲のままで、先ほど申し上げたように、今の放流ベースですべてを天然魚の成育場に適する場所に放流したときには、減少傾向は和らぐんですけども回復はしない。それから、◆の線グラフ、○の線グラフのように、資源を持ち上げるために、回復していくためにはどうすればいいかというのをシミュレーションすると、先ほど申し上げたように、大幅な漁獲量の削減と、現状の放流の仕方を変えて成育場に適地放流するという方向にしないと現状の資源量が2015年の間に回復しない。そういう評価も資源評価票でされております。

漁獲量の削減とか、種苗放流の最適地と申し上げましたけれども、では、どこなんだということもお示ししておきます。

これはこの系群の特に西日本のほうですね。秋田県や石川県のほうではなくて、メインである瀬戸内海、それから日本海西、有明海、東シナ海を特にピックアップしているものです。トラフグは過去の標識放流から生態がほぼ分かっておりまして、どの時期にどれくらいの年齢の魚がとられているのかというのが把握されています。瀬戸内海では、大型の2歳から4歳の個体というのは、春先の4月から6月に、具体的に言うと高松周辺から広島走島・田島、愛媛県弓削島にかけての海域、それから瀬戸内海の関門海峡周辺で、このわずか1カ月半ぐらいの間でしか漁獲されません。そこから産み出された0歳は青色で示しておりますけれども、岡山県の笠岡もしくは田尻、燧灘の沿岸に着底する。そしてそれぞれが大きく成長していったピンク色のゾーンで示しているところで、主に0歳から1歳が延縄で漁獲されている。これが瀬戸内海の特徴です。

ただ、瀬戸内海には0歳、1歳までいるんですけども、その後はおそらく関門海峡越え

て外海に出ていって黄色のゾーンで示しておりますけれども、広い範囲で有明海、それから八代海で生まれた個体と入りまじって漁獲される。そして、また春先になると瀬戸内海に産卵のためにやってくるという生態があります。それゆえに、先ほど言ったように漁獲圧の削減といっても限定的ではなくて、それぞれの時期が分かっていますので、各漁法について漁獲量を削減する。それから、成育場として、青色のゾーンでくくっていますけれども、瀬戸内海の中央部、燧灘、山口県の瀬戸内海側の埴生、それから宇部周辺で放流することが望ましいと考えております。

最後ですが、資源評価の担当者としてトラフグの資源回復に必要な方策として以下のことを上げました。繰り返しになりますけれども、瀬戸内海西部、中央部の成育場において、0歳魚を極力保護したほうがよい。種苗放流も限定された海域でやったほうがよい。また、瀬戸内海西部、瀬戸内海中央部の産卵海域について、産卵時期の産卵親魚に極力産卵させるように保護したほうがいだろう。それから、瀬戸内海の中で限定すると、瀬戸内海西部、水道域における0歳と1歳の漁獲についても規制する必要があると考えております。

以上です。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

トラフグの資源は極めて低位で減少傾向にあり、すべての年齢で漁獲努力量を削減しなければ、資源回復は期待できないとのご説明でございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。

ございませんか。

それでは続きまして、事務局よりトラフグ資源管理の検討状況について報告をお願いいたします。

(青木資源保護管理指導官)

瀬戸内海西部のトラフグ資源管理に係る取組の検討状況についてご報告いたします。

トラフグの資源管理に係る取組といたしましては、前回、19回の委員会におきましても報告いたしましたが、目前にあるこの低水準かつ減少傾向という非常に危機的と言える資源状況、さらには0歳魚や1歳魚といった未成魚が大半を占めるという瀬戸内海におけるトラフグの漁獲状況をまずは関係漁業者に認識していただくとともに、現在、各県ごとで取り組んでいるトラフグに関する資源保護の取組というものを改めて確認していただき、それらの遵守に努めてもらうことからまずは始めていくことが重要であると考えております。また、ただいま瀬戸内海水研からの報告にもありましたけれども、従来から行われております種苗放流のすべてを適地放流にするということと、瀬戸内海で獲られているそれぞれの成長段階のトラフグについて、漁獲努力量を削減していくことが必要かつ重要であるというところがあります。

そのため、今年度の取組といたしまして、お手元の資料4-2、漁業者向けにこのようなトラフグの資源状況の確認のためのパンフレットというものを当事務所で作成いたしまして、該当県の漁協あてに配布したところでございます。

このパンフレットについて簡単に説明いたしますけれども、ごらんのとおり、両面カラー

刷りになっております。青色の面のほうが表紙になっておりますけれども、そちらにトラフグ資源というものが最低水準かつ減少傾向にあるということ、それと資源の減少を食い止めるための方策といたしまして、まず、小型魚、括弧書きで当歳魚、1歳魚と書いておりますけれども、小型魚の保護及び種苗放流を推進することを提案しております。そして、小型魚の資源管理を促すことにより、後年の漁獲も確保し収入を増加することが期待できるということを、イラスト等を用いて掲載しております。

また、裏面をごらんいただくと分かるんですけども、これは各県ごとに現在、行っているトラフグ資源管理に関する取組につきまして、小型魚の保護と種苗放流の推進の二つの項目に分けて、それぞれについて具体的に記載しております。

なお、お手元にあります広島版、山口版、大分版、愛媛版と4種類を作りましたが、この4県にした理由につきましては、トラフグの漁獲実態と適地放流を行うための産卵場所とか、育成場所というものが非常に多くあるところということを考慮いたしまして、この4県を選択しているものであります。

ちなみに大分版だけ、裏面のタイトルがトラフグ資源管理に係る取組と書いておりますけれども、これは大分県から瀬戸内海に限ったことではないという忠告を受けまして、そういう表現にした次第でございます。

今後の話ですけども、まずはこのような漁業者へのトラフグ資源に関する周知というものを契機にいたしまして、それぞれの県内での協議の場づくりに向けた検討を進め、将来的には瀬戸内海での複数県にまたがる協調した取組ができるように各関係者との意見交換を今後も進めていきたいと考えております。

以上です。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

瀬戸内海西部海域における取組状況などにつきまして、報告をいただきました。何かご質問等があれば承ります。

ございませんでしょうか。

(議題5 その他)

(前田会長)

それでは、最後になりましたけれども、その他の議題に移りますが、水産庁からご報告をいただくことになっておりますので、内海課長さんよろしくお願いを申し上げます。

(内海管理課長)

それでは、最後その他の議題の中で、先ほどあいさつの中でもふれました水産庁で現在、予算要求、それから制度関係で作業をしております資源管理・漁業所得補償対策の概要について、簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

資料は資料5-1、資料5-2とございます。実はこの資料については、既に各ブロックごとに各県の方に来ていただきまして、水産庁から説明をしております。それから、各漁業

者の方々にも県を通じて説明をしていただきたいということで、それぞれ県内での会議を開催していただいております。恐らくここにお集まりの方も既にごらんになった資料かもしれません。改めて全部説明すると、時間がどれだけあってもちょっと足りませんので、ポイントだけ順番に説明をしていきたいと思っております。

そもそもこの対策に着手したのは、政権も変わって、その大きな施策の柱というのが第一次産業分野に所得補償対策をしていくということでありまして。既に米についてはモデル事業ということで先行して実施されておりましたけれども、引き続いて漁業等についても実施していくので施策を練るようということ、水産庁で対応してまいりました。

資料の5-1で簡単に概略を説明したいのですが、1枚めくっていただきますと、漁業における所得補償の考え方が載っております。所得についてはこの黄色い部分にありますように、収入からコストを引くとそれが所得ということになります。具体的には所得補償と言うと、この部分の所得を補償することになるのですが、ご存じのように水産業は、例えば米なんかと違って、米だと大体、基準収入どれぐらいか、コストも田んぼ当たりどれぐらいかかるのかということで地域ごとにも統計が出てますし、その部分については非常に総合した数値が出るのですが、漁業については、やはり収入についても漁業種類でばらばら、コストについてもばらばらということで、統一とれた所得、この漁業だったらこうだというのがなかなか出せないということで、現在のところ、この所得補償対策は収入安定対策、それからコストに係る対策、それらを合わせて所得補償だというような言い方をしております。

コストの対策のほうは、この図の右側にありますように燃油ですとか、あるいは養殖ですとか配合飼料の高騰、こういったものに対する影響を緩和するというところで、セーフティネット構築事業というものを作りまして、それで対応していく。一方、収入安定対策のほうですが、これが今回、制度的に立ち上げようという大きな柱で、先ほどあいさつでも言いましたように、漁業共済あるいは積み立てプラスという制度がありますけれども、それを利用しながら収入安定対策を構築していこうというのが、この内容であります。

1枚めくっていただきますと、裏の2ページには、今言いました収入安定対策、コスト対策のそれぞれの詳細が書かれております。コスト対策については、原油の価格ですとか、配合飼料の価格が直前2年間の平均価格が115%を超えた場合に、こういった分を補てんしようというようなことを考えております。収入安定対策のほうは共済を使うということですので、基本的にはこの上の右側のほうにあるように、年によって収入が安定しませんが、収入がガクッと減ったときにその分を積み立てプラスあるいは共済を使うことで補てんをしていくというような制度だというのが、この図式の中に載っております。

こういうもの全体を総合して、現在、概算要求として556億円の予算を要求しております。当然、これは水産の今の予算の中でも非常に大きな柱になっております。

収入安定対策のポイントですが、1枚めくっていただきまして4ページに、先ほど言いましたように、共済をその制度の根幹としながら、対策、対応、制度を練っていくということですので、共済の対象となっている漁業種類、これは沿岸、沖合、遠洋、養殖、こういったものに該当しますが、中には陸上の漁業のように、まだ共済の対象になっていないものもあるのですが、基本は共済対象になっている漁業種類を対象として制度を作っていこうということで対応してきております。

資源管理の要件ですが、次の5ページでは、後ほど詳細版で少し詳しく話そうと思っております。

けれども、基本的には先ほどのあいさつの中で言わせていただきましたように、国、都道府県に資源管理に向けた方針を立てていただいて、それに応じて各漁業者が資源管理計画というものを作って、これを実施していくというのを大きな要件としております。また、資源管理を実際に実行していただいたかどうかということが、共済のこの制度での優遇策が発動されるかどうかというところのポイントになりますので、資源管理の実行の確認をしっかりとしなければならないということで、この制度を動かすために各県あるいは国に協議会組織を作っていこうと思っております。県で言いますと、県に入っていたり水試に入っていたり、それから共済を使うので共済組合ですとか、あるいは系統の方々なんかに入っていて、この協議会がこの制度を具体的に回していく推進力になるかなと思っております。そこが、資源管理がしっかり実行されたかどうかという履行確認をしまして、しっかりやっているということになれば、漁業者さんに収入減少があった場合に、共済金等の支払いが行われて、制度が動くということになります。

この資料の一番最後の6ページを見ていただきますと、具体的にどういう優遇措置があるのかということですが、ちょっと小さな字で恐縮なんですけど、具体的なメリット例ということで、下の右側のほうに図があります。優遇措置としては漁業共済、これまでも国庫の掛金の助成があったのですが、それが平均で30%ほど上乘せされます。これは漁業種類だとか、トン数階層で若干、数字は違ってくるのですが、その平均で30%という形になります。

それから、積み立てプラスというのが今、この共済の上に乗っかっているのですが、これは何かと言いますと、実は一般的な共済ですと、これも減収分が漁業種類によって若干違うのですが、平均しますと収入が8割以下に落ちるとそこで発動はされる。この積み立てプラスに入っていると、現行では8割から10割の間、9割から8割の部分が減収になったときに、この積み立てプラスが発動されるということになっています。この減収分を賄うために、現在、漁業者と国が1対1でお金を積み立てておいて、減収になったらそれに応じてそこから取り崩しがされるということなのですが、この積み立てプラスの1対1の割合を1対3、漁業者が1、国が3ということで、この部分の優遇措置を図ろうと考えております。それから、今度の新しい制度では積み立てプラスで加入要件になってました経営改善要件ですとか所得要件、年齢要件等は撤廃して、先ほど言いました資源管理にしっかり取り組んでいただいている方にこの制度が適用できるという形に持っていくこととしております。

各論編のほうで少し資源管理を中心に詳しく話をしたいと思います。資料の5-2、各論編という資料をごらんください。

2枚めくっていただきますと裏に1ページということで、資源管理指針・資源管理計画の導入の必要性という資料がございます。この資源管理については、所得補償ともになりながら、現与党のマニフェストには資源管理をしっかりといただいた方にこういう漁業所得補償があるんだと書かれていて、そのリンケージはもう決まっていたものですから、新しい資源管理をどうするかということも庁内でも随分議論をいたしました。結果、こういう形にしてはどうかということで、現在、動いている案がこれです。現在、資源管理を各地でやっていますが、その推進力として大きく分けると、一つは既に公的規制措置になったものがございます。漁業関係法令、諸外国で言うと許可制度も資源管理の一環であるということで、そういった法律に基づく許可ですとか、各県でやられている漁業調整規則ですとか、漁業権行使規則、それから許可の制限条件ですとか、この広域漁業調整委員

会もそうですが委員会指示、こういったものは公的規制として資源管理に寄与している。それから、この広域漁業調整委員会で議論していただいている資源回復計画というのも当然、資源管理に寄与している。

それから、もう一つありますのが、自主的な各地での資源管理です。これは、随分以前から我々も認識してしまして、各漁協単位で、例えば一本釣りの部会ですとか、潜水の部会ですとか、そういうところで実際には現場で資源管理をしっかりといただいているという事例がございます。

所得補償ということで、なるだけ漁業者の方々がそういう制度をしっかりと利用できる、特殊な人間だけがそれを利用できるのではなくて、非常に広範にそういう制度を利用するとき、それに応じて資源管理の要件をどうするかということで、いろいろ考えたのですが、こういう公的規制だとか、資源回復計画、それから自主的管理措置というものを全体を包含した形で、国あるいは県で資源管理がどのように行われているのかということのを一旦、資源管理指針というもので整理をして、そのもとで漁業者の方が今までやっていただいたことを根っこにしながら、各地で資源管理計画というものを作っていただいて出していただく。具体的には、資源管理指針に基づいて、その認定をいただくということで、オフィシャルにしていこうと思います。そして、資源管理計画を作っていただいて、これを回していただくことで、所得補償に対する要件ということにしてはどうかと考えております。

資源回復計画もこの資源管理指針に含まれていくこととなりますので、これはまた後で少しその取り回しの考え方を説明していきたいと思いますが、次のページに資源管理指針・資源管理計画の概要というのがございます。今度の資源管理指針、資源管理計画は、考え方としてはいろんな魚種がありますがけれども、魚種を横断的にそれぞれ国が管理している漁業種類、それから都道府県が管理している漁業種類ということを念頭に置きながら、国で指針を作り、県で指針を作ってもらいたいと思っております。

指針の内容については、国は何々の魚種ということで定めてそれに関する大臣管理漁業がどういう形でそれを管理していくのか。都道府県にあっては何々魚種について、知事管理漁業であればその漁業がどのように資源管理を行っているのかということを書いていただこうかと思っております。

当然、県の漁業者の方も、それから、大臣管理漁業者の方も同じ魚種に対応しているということがありますので、この指針については県の指針については国と協議していただくことで、そういった同じ魚種で同じ方向性を向いてその資源管理の方策が書かれているかどうかという調整を図りたいと思っております。

それともう一つは、今回は資源回復計画で各県から委員の方に来ていただいておりますが、各県ごとに資源管理指針を書いていくと、今度はその横の調整が必要になってきます。この横の調整も明記はしておりませんが、従来と同じような形で漁業調整事務所を中心にしながら、各県間の調整はとっていく必要があるのかなと考えております。

1枚めくっていただきますと、今度は、資源管理計画はどういうものを備えていないとだめなのかということを書いたのがここに書かれた表であります。先ほど言いましたように、各地で行われている資源管理のそれぞれの措置を資源管理計画という名のもとに整理をしていただいて、それを実施していただくというのが今回、所得補償の要件にしていこうと考えている部分なんですけど、そのときに資源管理計画がやはり一定の要件を満たしていなければ

ということで、先ほど言いました優遇措置等々について国の予算を使う、国民の血税を使っていくということです、一定の基準が必要であろうと考えています。

この下のほうに見にくいですが、A類、B類、C類と書かれています。資源管理の措置として、A類というのは、漁業者の操業そのものを自粛する、漁獲努力量を削減するといったようなもの、一番分かりやすい例は休漁だと思いますけれども、この期間は漁をやめますよというようなことをそこで決めていただく、こういったものがA。それから、B類というのは、操業はやめませんが、これも先ほど来、いろいろ出てましたが、漁獲物の体長制限をするだとか、あるいは漁具についてはこういう漁具は使わないといった漁具規制をするようなもの、そういったものをB。それから、C類というのは、努力量には関係ありませんけれども、これもいろいろ出てました、例えば種苗放流をするだとか、藻場を整備するだとか、公費で全部賄っているものは該当は無理ですが、自分たちがお金を出している、自分たちが労力提供しているというものであればC類ということでまとめることができる。

簡単に言いますと、資源管理計画が備えている基準は、先ほど言いましたA類であれば、もうこの期間は操業をストップさせますというものであれば、それが一つ以上あればオーケー、それから、A類がなければ、B類を含む二つ以上の措置、BとCの組み合わせでもいいですし、B・Bの組み合わせでもいいです。その二つ以上の措置をすることで、自分たちがその資源管理をしていくということで、計画を作っていたものを該当させようと考えております。

次のページに履行確認というのがありますが、こういったものを口だけではなくて、しっかり休漁なら休漁をしていますよ、漁具規制をしていますよ、操業区域の規制をしていますよということを立証していただく必要がある、その履行確認の手段、例えば休漁ですと、その期間は市場の伝票はありませんとか、水揚げがないとか、今までもあったように係船休漁しているときの写真を撮ってきていただくとか、漁具規制についても漁具の写真を撮っていただくとか、いろいろその証拠の提示の仕方があると思うのですが、それとともに、こういう規制をしますというものを書いていただいて、後の履行確認がしっかりできるようにしていくというような措置をとりたいと思っています。

基本的にはこういった部分で、管理計画をしっかりとそれぞれのところでやっていただくことで先ほど言いました漁業所得補償を効かせていくというのが今回のアイデアの大層の部分であります。

養殖のところは少し違うので、養殖については岩本補佐から説明してもらいます。

(岩本課長補佐)

水産庁栽培養殖課の岩本と申します。

私からは、資料2、持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善の履行の推進についてご説明させていただきます。

今、内海から説明がありました資源管理と同様に収入の減少の伴うものとして養殖で相当するものについては、漁場改善に取り組むことが該当すると考えております。

まず、お手元の資料の6ページを開いていただければと思います。6ページについては、漁場改善計画についての説明でございます。現在、過密な養殖ですとか、過剰なえさの投与、また魚病の発生などによりまして、全国的に養殖漁場の環境が悪化しているという状況があ

る中で、平成11年に持続的養殖生産確保法が成立いたしました。この法律に基づきまして、農林水産大臣が持続的な養殖生産の確保を図るための基本方針を策定いたしまして、この基本方針に基づきまして、漁協等が漁場改善計画を作成していただき、これを都道府県が認定していただくという形になっております。

仮に、その漁場が著しく悪化しているというような状況が認められたときにつきましては、都道府県知事から漁場改善計画作成の勧告ですとか、また、従わない場合については、公表できるというような形になっておりまして、このような仕組みによって、持続的な養殖生産の確保を図りながら、養殖業の発展、また、国民への安全安心な水産物の安定供給に資するというのがこの法律でございます。

6ページの右側につきましては、持続的な養殖生産の確保を図るための現行の基本方針の内容を示しております。赤字の部分につきましては、養殖生産数量に係る項目ということで特に色を変えさせていただいております。

1枚めくっていただきまして、7ページでございますが、漁場改善に関する新たな取組のイメージというものでございます。趣旨につきましては、これまで既に水質の改善等の目標を設定していただいて、養殖場の改善を推進していただいているところでありますが、最近、赤潮の発生ですとか、また、魚病の発生等々もあり、今後、さらに漁場環境の改善を進めていただくということが求められている状況になっていると理解しております。

そこで、新たに漁場ごとに、ここでは適正養殖可能数量というものを策定していただきまして、その範囲内に納めることによりまして、漁場に対する負荷を軽減する。そうすることによって、一層の養殖場の改善を図るという新たな取組を推進していこうというものでございます。その新たな取組というのは何かというのを2のところに書かせていただいておりますが、養殖種類ごと、また、その漁場改善計画ごとに過去の種苗投入の実績、こういったものをもとにしまして適正養殖可能数量の上限を設定しまして、その範囲に納まるような形で、投入尾数や施設数の上限を遵守していただくことを想定しております。投入尾数や施設数の上限の遵守につきましては、これは個々の漁業者さんごとではなくて、養殖種類ごとに漁場改善計画の漁場全体で評価するというのを考えております。それで、漁場全体で投入尾数の上限が守られたという場合には、その漁場内の漁業者全員を支援の対象とすることを考えさせていただいております。

また、その漁場改善計画の履行確認につきましては、漁業者の方々に養殖日誌の記載ですとか、種苗来歴の記録、また医薬品の使用記録などを求めることを考えております。また、こっそり追加投入するようなことも考えられますので、これにつきましては、出荷時に投入数量との突合を行うということも考えております。

実際、どのような形で設定されるのかというのが最大の関心ではなからうかと思いますが、そこにつきましては、3のところに書かせていただいております。基本的には、各漁場の過去に投入した種苗投入実績などをもとにしまして、養殖規模の一定の削減を図るということの基本としております。具体的には、平成18年から22年までの直近の5年間の実績値の最大値と最小値を除いた中庸3年間の平均、これは「5中3」と読んでおりますが、これを基準値といたしまして、そこから一定割合以上削減するというものでございます。これが基本となりますが、既に持続的養殖生産確保法に基づきまして、漁場改善計画等が策定されて、取組が開始されているという状況を踏まえまして、既に相当量の過密養殖の是正、投入尾数

等の削減を行っている場合につきましては、平成18年から22年までの5中3を適正養殖可能数量の上限とすることができるという規定も盛り込んでいるところでございます。

また、1ページめくっていただきまして8ページでございますが、こちらは現行の基本方針とその運用について、水産庁長官通知の関連部分を書いたものと、それをどのような形で修正しようと考えているのかというものを書いております。左側が現行のもの、右側が今後、改訂をしていく内容というものとなっております。

次のページに移りまして9ページでございますが、こちらにつきましては、漁場改善計画の例というものを水産庁長官通知に書かせていただいておりますが、こちらについてどのような形になるかというイメージをこちらでまとめさせていただいております。現行のものにつきましては、左側書いておりますように、養殖密度の上限を書かせていただいておりますが、今後、新しい漁場改善計画につきましては、適正養殖可能数量という形で、例えば、種苗投入尾数の上限を設定していただくことを想定しております。

また、1ページめくっていただきまして、10ページでございますが、これはその漁場改善計画の運用のイメージでございます。ここはあくまで漁場全体での負荷を軽減しながら、持続的な養殖生産をしていただくことが目的でございますので、漁場全体で評価するということを再度、強調させていただきたいと思っております。

私からの説明は以上で終わらせていただきます。

(内海管理課長)

すみません。あと、漁業収入安定対策について、先ほど言いました共済と積ぶらの資料が残っていますが、これは先ほど言ったのが要旨なので、見ておいていただければと思います。

それで、この関係で2点、改めてご説明しておく必要があるかと思っております。

一つは、現在、この場でご議論いただいている資源回復計画というものがどうなるのかというお話です。そもそもは計画を作って、最終的にはポスト資源回復計画というのがあり、具体的には公的な組織がその作業を行った後、漁業者自らそれをやっていたらこうというプランニングでずっと動いてきたわけですが、そういうプランニングの過渡期の中にこういう資源管理についてどうするのかという大きな宿題をいただいて、先ほど言いましたように、公的規制、資源回復計画、それから各地の自主的な資源管理措置も含めて全体を資源管理指針、資源管理計画の枠内に置いていこうということでプランニングをしております。ただし、いきなり今の資源回復計画をもうこれで終わりです、指針にしますというわけにもいかないのです、実は23年度は現行の資源回復計画を継続していくということを今、考えております。24年度からどうするかということについては、基本的なプランニングは資源管理指針の中に今やっております資源回復計画をそれぞれ埋めていただいて、ただ、これも走りながらでまだ確定的なことはなかなか言えないのですが、そうは言っても各県がそれぞれ作る資源管理指針の中でそれぞれの取組を埋めただけでは、先ほど言いましたように、横の連携がなかなか取れないのではないかとということで、資源回復計画という名前は中に包含しますが、また新しい概念を作って、各県の横のつながりがそこでできるような措置が何か取れないかと今、考えているところでございます。

これについては、23年度は資源回復計画をつなげていこうと考えておりますので、いましばらく時間をいただいて、どういうふうにしていくかということについては、今、各県に

お願いしながら指針だとか、計画だとかを大車輪で作っているんですけども、その間、資源回復計画をどうしていくかというのも少し検討しながら、先ほど言ったように、横のつながりが何とか維持できるような枠組みを形成するような名前のもとで、この取組を進めていけないかなと考えているのが一つ目であります。

それから二つ目に、資源回復計画の名前がなくなると、今言った広域漁業調整委員会はどうなるんだという話がございます。人によっては資源回復計画がなくなったら、広域漁業調整委員会は解散なのかと言われますが、そうではなくて、実は今のお話で各県がそれぞれの指針を立てて、それぞれの計画をスタートさせると、先ほど言いました横の調整というのが今ある計画以上にいろんな魚種で出てきます。それは、どういうものを各府県が指針に書き、漁業者がどういう資源の名のもとで資源管理計画というものを作ってくるか、まだ全体像が見えないので、どれぐらいの魚種がそこにかかわってくるか分かりませんが、かなりな魚種が各府県から出てきたときに、それぞれうちはこうするんだ、うちはこうするんだというのが出てくると思います。先ほど来、議論がありました各府県で資源管理に取り組む温度差がそれぞれあったときに、うちは国が指針で認定してこういう制度であるけれども、隣の県はあれだけのことしかやってないではないかという声が必ず出てくる。

こういうことについては、そういうお話よりも資源管理の面で我が方としては、できるだけ足並みをそろえて、できるだけ資源にとってやれることをやっていこうという名のもとでは、その調整というのは非常に大事な機能だと思っています。そのこの部分の機能はまさに広域漁業調整委員会、この場がやっていただく一番大事なパーツだと思っています。

ただ、うちの中で今議論してますのは、今でもトラフグだとか、カタクチだとか、サワラだとか、それだけでこれだけ時間がかかっているのに、これに10も20も来たらどうするのかという話がありますので、やはりそういう広域の調整をしっかりと図っていくに足る魚種は何なのか、そういったものを何かの基準を決めて、その中でこの場で資源管理措置の調整をとっていただこうかなと考えております。

まだこれは決して水産庁全体としての意思になっているわけでもないし、議論していかないといけないと思っていますのですが、新しい資源管理の取組が実は先ほど言った今までの資源管理はTACだとか、資源回復計画だとかということで一部魚種にとどまっていたのが、こういう制度の名のもとで、各自で取り組んでいただいていたもの、今までは水面下でなかなか外からも見えなかったんで、口の悪い人から言わせると、日本の資源管理というのは遅れていると言われていたのですが、今回、ちょうどいい機会なので、各地で自主的な取組をしていただいたものを資源管理計画ということで、表座敷にどんと出そうとしています。そのときに出てくるいろんな調整事ですとか、問題点に対する対処法については今の制度を作る以上に我々は知恵も働かせながら、その中で調整をしていかないといけないと思っていますけれども、およそ広域漁業調整委員会のこの機能は、今までよりも、やはりかなりグレードアップして機能せしめないと、新しいそういう数多くの資源管理に対して、しっかりした対応はできないと思っていますので、そういう視点から今後のこの委員会の機能、それから、資源全体、資源管理計画をその背中に背負いながら資源全体の管理を進めていきたいと考えております。

今、まさに、うちも少ないスタッフで資源管理指針や資源管理計画をプランニングしながら財務ともやり取りしながら、それから、各府県にもたった一度の説明で現場におろしてく

れということで、かなり無理難題も言っているのですが、その点、ちょっとご容赦を願いたいのですが、資源管理を担当している担当者から言わせると、先ほど言いましたTACが始まり、資源回復計画が始まり、第三の波というか、第三のフェーズが来たぐらいのかなり大きな作業が来年度からスタートする。その準備でもう今年度から対応しなければならないので、一生懸命やろうと思えますけれども、そういう意味において、この委員会、それから各府県の方々にもご協力をお願いしたいと思っております。

すみません。長くなりましたけれども、以上が資料の説明になります。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問ございますでしょうか。どうぞ。

(白井委員)

すみません。今日初参加で聞いて帰ろうと思ったんですけども、何か聞いてたら、我々漁民に資源保護とか、資源管理とかきれいごとと言うてるけども、国は何やっているんですかな、その資源保護に対して。僕が思うのね、大阪湾で僕ももう50年、60年漁師やっているんですけども、イルカなんか見たことないですよ、いっぺんもね。それが10年ほど前からずっとイルカで、イルカ通った後は生きたものはおらないというような状態でね、国のほうはどう考えてもらっているのか、漁師は全部死ねと思っているのとちゃうの。この海で囲まれたちっぽけな日本がクジラを獲らんようになってから、イワシとかサバとか、青物が少なくなると。結局、サワラでも、放流して何で育ててえへんのですか。イワシやれば、サワラがついてくる。スズキはついてくる。ハマチもね。それも全部えさが少ないから脂が乗らんと。天然物が売れんと、養殖物が売れる。そういうような時代に、国はどういう取組をしてくれているのかと。

僕が思うのに、この年まで漁師やっているけども、クジラ獲れんようになってから、いっぺんに魚が減ったと。年々減るばかりで、それを全漁連が訴えてくれているのかと言うて、僕も前の丸一さんに聞いたんですけども、いや、やっているよと。やっているけども、「つーかー」みたいなもので、言うてるだけで国の方は全然。お宅に言うたって始まん話やけども、国のほうの方針でそんな大陸の、豚や牛を食うてもええけどもクジラとかイルカ食うたらあかんって、誰が決めたんですか、そういうことは。そんなこと自体が我々漁師にもう死ねと言うてるのと一緒ですよ、はっきり言うて。

そういうことを資源保護で国がやってくれて、我々も資源保護とか、そういうのをやってきて、我々やってますよ、資源保護をいろいろ。でも、何ぼ頑張っても魚は減るばかりで、我々もなぜかなと考えると、ああ、やっぱりクジラ獲らへんようになってから、えさがなくなったなど。イワシがなくなれば、サワラもスズキもハマチも全部それをえさにしている魚が全部なくなると。国の方は何を考えてくれているのか、我々はどういにかれへんちゅう状況なんですよ。えらいすみません。えらいひどいこと言いまして。

(内海管理課長)

すみません。ありがとうございます。

(白井委員)

言わんつもりやったんやけども、何か聞いてたら。

(内海管理課長)

クジラの話も水産庁は別に外国から言われてそのまま唯々諾々としているわけではなくて、いろんな調査をやらせていただいています。今出ました鯨類の補食の話も、データを取って、そのデータをIWCに出して。ああいう大きな大会になると、マスコミもこぞって取り上げてくれるので、水産庁のスタッフが行って、鯨類と人間のそういう漁業活動のちゃんとした共存が図られるようにということで、一生懸命頑張っているつもりなんですけれども。

あと、全体の漁業の話については、今言いましたような資源管理についても、資源あってこそ、その漁業が成り立つという認識でいますので、白井委員のところに、なかなか我々の汗かいている部分見えないということであれば、また、改めて、その部分をご説明もしたり、我々も見えるように何とか努力していきたいと思っております。

(白井委員)

えらい悪いんですけどね、今度のこの共済でも、こんな銭は要らないですよ。魚戻してくれたら、我々魚にとって生活しているんやから、この年までしてきたんやから、魚が獲りたいんですよ。こんなお金、恵みみたいなのは要らんですよ、はっきり言うて。

(内海管理課長)

分かりました。共済の話は資源管理の対応があって、その分でこういうものを動かすというそういう措置があるのですけれども、基本的には我が方が担当しているのは資源管理ですから、最初に言われるように、魚があってこそ、漁業者の方は生活できると、その認識はもう我々も同じですので、その面から資源管理がしっかりいくように頑張っていきたいと思っております。

(前田会長)

よろしゅうございますか。

(白井委員)

えらいすみません。

(前田会長)

どうぞ。

(山田委員)

すみません。我々水産のことを思って、いろんな対策を講じていただきますこと、本当にうれしく思っておるんですけれども、最近の新聞を見ますと、漁業所得補償というかわりに、TPP、関税の撤廃、こういったことが非常に新聞紙上を賑わしております、農林水産省

においても約10兆円ぐらいのマイナスになるであろうというような話の中で、何かこの漁業所得補償とその関税の撤廃がセットになつとるんちゃうかなと。我々、だまされとるんちゃうかなという気がするんですけど、そういうことないですか。

(米田課長補佐)

すみません。管理課の米田と申します。

T P Pの話も少し私、関係させてもらっていますけれども、この件に関しまして、所得補償を講じたからと言って、これとセットでT P Pで完全に日本が譲るということは、断じてそれらは別個の話です。それは農水省の姿勢として、閣議の場でも、うちの大臣ほか政務三役が、ほかの方々のT P P参加すべき、農林水産業、一次産業は置いておくべきだ、とははっきり申しませんが、そういう意見をはねのけてでも、強行に守るべきものは守るべきだということははっきり申し上げておりますので、そこはご心配されなくてもよろしいかと思えます。

(山田委員)

なぜ、私、心配して今質問したかと言いますと、昨年、衆議院の選挙の前に小沢一郎が農業の所得補償1兆円やというような中で、関税の撤廃はもちろんありきやというような話がおったのを私ら聞いてましたんでね。今回、まさにその話が出てきていますし、逆に産業界ですか。ここは逆に10兆円か11兆円のプラスになるとかね、農水省はいや、逆にマイナス10兆円になるとかって、そんな話がぼんぼん出てきてますんで、我々、この漁業所得補償をえさに、随分、損していくんじゃないかという気がいたしておるんですよ。

それと、今、白井さんが資源管理という問題にちょっとふれましたけど、私は若干、違うんですけども、資源管理、資源回復という中で、現在、我々漁業者というのは、もう資源管理するところまで行ってないんですよ。それだけもう魚がない。

これも長い年月の中で、やはり山から川、川から海へというその循環ができてない。すなわちダムができ、河口堰ができて、完全に砂が流れてこなくなったこの海というのは、はっきり言って死の海なんです。海の底に入ってもらったら分かるんですけども、昔だったら、砂泥の中にゴカイ、マムシとかね、イソベとか、いろんなムシがたくさんおったんですよ。そういうものをカレイとか、アイナメとかえさにして、非常に繁殖しておったんですけど、今はもうヘドロ化がどんどん進んでしまって、それは砂が流れてこないことによって、ヘドロ化になってもうた。あるいは砂が潮流によって流れて岩盤が見えてくるというような、そういった非常に厳しい環境になってきているんで、資源保護とか、資源回復とか資源管理とっていうことも大事ですけども、国として、水産庁、環境省、国交省、これらがセットで藻場づくりとか、浅場づくり、干潟づくり、こういったことに本当に力を入れておかなかつたら、いくら我々漁業者が頑張っても、資源管理は私はできないと思つとるんですよ。それだけちょっと言いたかつたんですけど。

(内海管理課長)

すみません。ちょっとT P Pの関係ですけども、基本的にはT P Pと資源管理は関係ないので、T P Pのことについては、我々はちょっとコミットできません。我々こんな気持ち

でいうのは、米田が今しゃべりましたけれども、今の状況であまり我々がしゃべると怒られますので、それはなかなかコメントができないので、そこはご容赦願いたいと思います。

もう1点あった漁場づくり、それから漁場の環境という話がございしますが、資源管理にとってその部分、非常に大きいファクターだというのはそのとおりだと思います。例えば、資源回復計画を作っている漁業者の中でできることが中心になって、一番大きいのは自分たちがコントロールできる漁獲努力量をどうコントロールするかというのが中心になって出てきますけれども、資源は大きなことを言えば温暖化だとか、そういう環境でも変動しますし、それから、藻場だとか、干潟だとか、先ほどのゴミの問題じゃないですけども、そういう問題でも資源は変動してしまうので、本来的にはそこも視野に入れながら、どういうふうにしていくのかというものを考えていく必要があると思います。

なかなか資源管理の分野ではそこまで何ていうか、対話できていないのですが、先ほど言いましたように、水産庁では公共事業として、漁港漁場整備というのがあって、それは漁場整備についても、従来からやっていた。これは言われた藻場だとか、干潟だとか、それから環境をどう改善していくか。

我々は非公共の世界でできるような、予算も非常にない中でどうするかというのをやっぱり土木の力といいますか、そういうもののエネルギーでもって、やっぱり環境をしっかりいいものに変えていくという作業ができると思いますので、そういうところとのコンビネーションはやっぱり強く考えていかないといけないですし、そういう意味ではうちにもその部署がありますので、そういうところにもそういう要請があるというお話はしていくとともに、我々もそこも視野に入れながら、資源管理ができるようにということ考えていこうかと思っています。

(山田委員)

私らも、兵庫県でやはり豊かな海というのは、もともと二枚貝が獲れる海が豊かな海やと。そういうことで、二枚貝、まずアサリが育つような海にしていこうということで、随分働きかけているんですけども、砂浜自体がもう非常になくなってきているので、二枚貝を繁殖させようと思ってもなかなかできない。

というのは、アサリというのは、やっぱり水深5メートル以内でなかったら難しいということを知っていますので、もう砂が山から補給されなくて、海の砂浜が急激に深くなっているという関係で、なかなかそういった二枚貝の繁殖事業もやれない。これは、やっぱり基本的にすばらしい海というのは、どこでも貝が採れる、その貝が採れるような海をやっぱり目指していこうと言って、我々、漁業者頑張っているんですけどね。なかなか今、ダムなんか造られたり、河口堰造られたり、非常にそういった面では山から全然砂が流れてこないということで、私らも常にダムこしらえるのは反対しないけども、ダムこしらえた後、水流すときに、底から流してほしいと。そうすれば、砂とともに水は流れてくる。そうすると、永久的にダムも使えるじゃないかという話もさせてもらってますけども。今のダムみたいに中間から流されると砂が皆、底へたまってしまって、海へ流れてこないということで、50年、100年たったらダムも使えないというような非常におかしな話なんで、そういったこともこれからやっぱり国としてね、やっぱり考えてほしいなと思ってますので、よろしくお願ひします。

(内海管理課長)

何ていうんですか、恐らくその土木の専門的なことはそこにいらっしゃる長野委員は多分、私なんかよりも数倍、知見もありますし、生物学的なことになれば原委員のほうが我々なんかよりも数倍、知見もお持ちなので、水産の中にもそういう方がいらっしゃいますから、みんなの意見をうまく集約しながら、いい方向というのを目指していく。それはやっぱりこういう中で議論して、その成果にできればなとも思いますし、水産庁としても、先ほど言ったようにそういう部署もありますので、そこと連携を保ちながら、そういう問題一つ一つ対応できるようにしていきたいと思います。

(山田委員)

今は水産庁に陳情なんか行っても、もう受け付けてくれないんでしょう。

(内海管理課長)

それは、何か政治のルートはそれぞれそういうのがあるようではすけれども。ただ、変な話ですけれども、漁業者の方がお困りになってたり、あるいは相談を受けるっていうのは、これは行政の基本の基本ですから、何かありましたら、その担当のほうに電話いただく。分からなければ、もう代表でも私のところでも結構ですし、それで連絡いただいて、それに対応するというのが基本的な行政の役割ですので、陳情どうのこうのよりも、気軽に相談していただければ、我々としてはしっかり対応しようと思います。

その前に、我々のところ以上に瀬戸内の事務所がありますので、そこに連絡していただければ、我々も所長の差配で動きたいと思いますので。

(白井委員)

今日せっかく来たんで、帰ったらね、もう漁師殺す気か、生かす気か、はっきりせえと言うといてよ。このままじゃ、死ななしゃあない。

(前田会長)

では、よろしいでしょうか。

(白井委員)

いや、ほんまに。

(前田会長)

ほかにございませんか。

(閉 会)

(前田会長)

それでは、本日の委員会もこれで閉会いたしたいと思います。

委員の皆様、また、ご臨席の皆様におかれましては、本当に、本日は貴重なご意見をたくさんいただきまして、ありがとうございました。

なお、議事録署名人の小田委員さんと福池委員さんにおかれましては、後日、事務局より本日の議事録が送付されますので、ご対応方、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、これをもちまして、第20回瀬戸内海広域漁業調整委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。